

参考資料3 指標一覧(一部)

「後期基本計画」に掲げる「後期5年の重点施策」の進捗を測るための指標の一覧です。

1-1 市民一人一人がそれぞれの状況に応じて必要な情報を手に入れられる

| 後期5年の重点施策の名称 | 指標(単位) | 現状値 | 指標の方向性 | 目指す値 | 指標の定義・出所 | 指標とする理由 | 指標の算出式 | 行政が理想として目指す姿、取り組むべき範囲 | 5年後に目指す値の水準 | 目指す値の算出式 |
|---|---------------------------------|------|--------|------|--|--|---|---|---|--|
| | | H26 | | H32 | | | | | | |
| 1-1-1 様々な情報発信手段を効果的に活用し、分かりやすい情報を届けます。 | 「広報あしや」の市民の満足度(%) | 58.1 | ↗ | 70.0 | 総合計画策定にあたり、5年ごとに実施している市民意識調査の「広報あしや」の満足度の割合。 出所: 芦屋のまちづくりについての市民アンケート調査結果報告書(平成27年3月) | 市民のニーズに応じた情報が届いていることで、満足度が高まると考えられるため。 | 総合計画後期基本計画策定にあたり平成26年度に実施した市民意識調査の「広報あしや」の満足度の割合。 | 広報紙を読んだことのある市民が100%満足するものを目指すべきである。 | 広報紙を読んだことのある市民が100%満足するものを目指すべきであるが、字の大きさや余白の活用などに対応することは難しい点もあり、わかりやすい文章表現をさら推進していくことで、当面の5年間では、20%UPを目指す。 | $58.1\% \times 120\% = 69.72\% \approx 70\%$ |
| | 市ホームページの市民の満足度(%) | 49.5 | ↗ | 60.0 | 総合計画策定にあたり、5年ごとに実施している市民意識調査の「市のホームページ」の満足度の割合。 出所: 芦屋のまちづくりについての市民アンケート調査結果報告書(平成27年3月) | 市民のニーズに応じた情報が届いていることで、満足度が高まると考えられるため。 | 総合計画後期基本計画策定にあたり平成26年度に実施した市民意識調査の「市のホームページ」の満足度の割合。 | 市のホームページを閲覧したことのある市民が100%満足するものを目指すべきである。 | ホームページを閲覧したことのある市民が100%満足するものを目指すべきであるが、デザインや機能により好みに分かれるところであるため当面の5年間では、内容の充実による20%UPを目指す。 | $49.5\% \times 120\% = 59.4\% \approx 60\%$ |
| | 「広報あしや」を知らない市民の割合(%) | 4.8 | ↘ | 0.0 | 総合計画策定にあたり、5年ごとに実施している市民意識調査の「『広報あしや』の満足度」の中の「広報あしやを知らない」割合。 出所: 芦屋のまちづくりについての市民アンケート調査結果報告書(平成27年3月) | 市の基幹的広報であると言える広報紙の認知度が高まることは、行政が情報発信できる環境ができていく状況を表すものであるため。 | 総合計画後期基本計画策定にあたり平成26年度に実施した市民意識調査の「『広報あしや』の満足度」の中の「広報あしやを知らない」割合。 | すべての市民が「広報あしや」を知っている状態を目指す。 | すべての市民が「広報あしや」を知っている状態を目指す。 | 100%の市民が「広報あしや」を知っていることに近い状態を目指す。 |
| | 「広報あしや」が手に入らない市民の割合(%) | 14.5 | ↘ | 0.0 | 総合計画策定にあたり、5年ごとに実施している市民意識調査の「『広報あしや』に不満な理由」の中の「広報あしやが手に入らない」割合。 出所: 芦屋のまちづくりについての市民アンケート調査結果報告書(平成27年3月) | 市の基幹的広報であると言える広報紙を手に入れられることは、行政が情報発信できる最低限の環境ができていく状況を表すものであるため。 | 総合計画策定にあたり、平成26年度に実施した市民意識調査の「『広報あしや』に不満な理由」の中の「広報あしやが手に入らない」割合。 | すべての市民が「広報あしや」が手に入る状態を目指す。 | すべての市民が「広報あしや」が手に入る状態を目指す。 | 100%の市民のもとに「広報あしや」が届いている状態を目指す。 |
| | 本市各課広報担当者の広報活動に関する研修会への参加率(%/年) | 83.3 | ↗ | 100 | 広報国際交流課で開催している広報担当者を対象とした「広報活動に関する研修会」の参加者の割合。 | 効果的で効率的な情報発信を行うためには、情報発信者である全職員の意識が必要と考える。そのため広報活動に関する研修会の参加者数は、広報活動に関する職員の意識向上を目指すための目安となるため。 | 平成26年度に開催した広報活動に関する研修会参加者+市政広報推進要綱で定める「広報担当者」の割合。 | 効果的で効率的な広報活動を行うためには全職員の広報活動に対する意識を高めることが必要で、全職員が研修受講し、高い戦略と意識をもって広報活動を行い、市民に適正かつ迅速に必要な情報提供ができる状態を目指す。 | 効果的で効率的な広報活動を行うことを目的とした「広報活動に関する研修会」で職員の意識改革を促すため、まずは、各課の広報担当者の参加率100%を目指す。 | |

| | | | | | | | | | | |
|--|---|------|---|------|--|--|--|--|--|------------------|
| 1-1-2 本市の住宅都市としての魅力発信に繋がる情報提供に努めます。 | 市民アンケートによる「定住意向」で、「今の場所に住みたい」「市内の他の場所で住みたい」と回答した割合(%) | 84.6 | ↗ | 90.0 | 総合計画策定にあたり、5年ごとに実施している市民意識調査の「定住意向」について、「今の場所に住みたい」「市内の他の場所で住みたい」と回答した割合。 出所：芦屋のまちづくりについての市民アンケート調査結果報告書(平成27年3月) | 芦屋市を魅力あるまちと考えもらえることで、芦屋市に住みたい意識が高まるものと考えられるため。 | 総合計画後期基本計画策定にあたり平成26年度に実施した市民意識調査の「定住意向」について、「今の場所に住みたい」「市内の他の場所で住みたい」と回答した割合。 | 市の魅力を市の内外に発信することにより、市民にとっては愛着や誇りをもってもらえることにつながる。市外で芦屋市の魅力がイメージアップすることにより、市のブランド力が高まり、それが市民にとって還元され市民が愛着や誇りを持っていただくことにつながり定住志向が高まることを目指す。 | 平成20年度に実施した調査による結果が88.7%であったが、減少傾向にある中、高水準であった88.7%以上の90%目標として掲げる。 | |
| | 市民アンケートによる「居住地として芦屋市を選んだ理由」で「地域イメージが良い」と回答した割合(%) | 42.0 | ↗ | 46.0 | 総合計画策定にあたり、5年ごとに実施している市民意識調査の「居住地として芦屋市を選んだ理由」で「地域イメージが良い」と回答した割合。 出所：芦屋のまちづくりについての市民アンケート調査結果報告書(平成27年3月) | 新たに市外から転入してきた方を含め、芦屋市を居住地として魅力あるものとする人の割合を示す数値であるため。 | 総合計画後期基本計画策定にあたり平成26年度に実施した市民意識調査の「居住地として芦屋市を選んだ理由」で「地域イメージが良い」と回答した割合。 | 市の魅力を市の内外に発信することにより、市民にとっては市に愛着や誇りをもってもらえることにつながる。市外での芦屋市の魅力がイメージアップすることにより、市外からも転入者が増加することを目指す。 | 「居住地として芦屋市を選んだ理由」で「地域イメージが良い」と回答した割合が1割増加することを目指す。 | 42×110% =約46% |

1-2 市民が主体となった活動が増え、継続的に発展している

| 後期5年の重点施策の名称 | 指標(単位) | 現状値 | 指標の方向性 | 目指す値 | 指標の定義・出所 | 指標とする理由 | 指標の算出式 | 行政が理想として目指す姿、取り組むべき範囲 | 5年後に目指す値の水準 | 目指す値の算出式 |
|--|------------------------------|------|--------|------|---|--|---|--|---|-------------------------|
| | | H26 | | H32 | | | | | | |
| 1-2-1 市民の意欲・特技・経験を生かし、地域を支える市民の力を豊かにする取組を支援します。 | あしや市民活動センターを知っていると回答した割合(%) | 15.5 | ↗ | 50.0 | 芦屋市市民参画協働推進計画策定に伴い5年ごとに実施する市民・職員へのアンケートにおいて、「芦屋市立あしや市民活動センター(リードあしや)」についておたずねします」という問いに対して、「何度も行ったことがある」、「1, 2回行ったことがある」、「知っているが行ったことがない」と回答した割合の合計。 | 重点取組であるあしや市民活動センターの機能の認知度を上げるための周知等に取り組むことで、センターそのものの認知度も上がるものと考えられるため。 | 平成26年1月に実施した「参画と協働についての意識・行動調査」において、「芦屋市立あしや市民活動センター(リードあしや)」についておたずねします」という問いに対して、「何度も行ったことがある」、「1, 2回行ったことがある」、「知っているが行ったことがない」と回答した割合の合計15.5%。 | 市民の7割が市民活動を通じて地域課題解決に取り組む、あしや市民活動センターについて認知している状態を目指す。 | 5割の市民が、あしや市民活動センターを認知している状態。 | |
| | あしや市民活動センター相談人数(人/年) | 199 | ↗ | 250 | あしや市民活動センターにおける年間延べ相談人数。 出所:あしや市民活動センターの管理業務に関する事業及び会計報告 | 市民活動のすそ野を広げ、地域を支える人材の発掘や育成の取組においては、NPO相談において問題を解決することにより、団体の活動を高めることは重要であり、との件数の増加は、NPOの人材育成等につながるものであるため。 | あしや市民活動センターでの年間延べ相談人数。 | 市民活動の拠点として、あしや市民活動センターの相談機能を利用し、最終的には活動団体が自立して活動していくことを目指すため、ずっと増加し続ける状態ではなく、目指す値の無水準程度を理想としている。 | 相談を通じて、5年間の間に、目指す姿となるよう進める。 | 平成26年度数値から年間10人の増加を目指す。 |
| | 市民との協働経験のある職員、協働している職員の割合(%) | 31.9 | ↗ | 40.0 | 芦屋市市民参画協働推進計画策定に当たって5年ごとに実施する「参画と協働についての意識・行動調査」において、「あなたがこれまで担当してきた業務のなかで、市民活動団体、地域活動団体と協働した経験がありますか」(本設問は職員向け)という問いに対して、「協働した経験がある、協働している」と回答した割合の合計。 | 協働に関する情報の共有により、職員の意識の向上が進むことが、行動につながるものと考えられるため。 | 平成26年1月に実施した「参画と協働についての意識・行動調査」において、「あなたがこれまで担当してきた業務のなかで、市民活動団体、地域活動団体と協働した経験がありますか」(本設問は職員向け)という問いに対して、「協働した経験がある、協働している」と回答した割合の合計31.9%。 | どの部署においても、市民との協働については意識しておくべきなので100%に近づくことが理想である。 | 第2次芦屋市市民参画協働推進計画において、同項目の成果目標(指標)を40%としている。 | |

| | | | | | | | | | |
|----------------------------------|------------------------------|------|---|------|---|--|--|---|--|
| 1-2-2 市民が市民活動に参加しやすい環境をつくります。 | 市民活動や地域活動をしたことがある人の割合(%) | 29.2 | ↗ | 50.0 | 芦屋市市民参画協働推進計画策定に当たって5年ごとに実施する市民・職員へのアンケートにおいて、「市民活動や地域活動についての経験や今後の意向についておたずねします。」(本設問は市民向け)について「現在、参加しており、今後も参加したい」「現在、参加しているが今後は参加したくない」「以前に参加したことがあり、また参加したい」「以前に参加したことがあるが、今後は参加したくない」と回答した割合の合計。 | 市民活動について情報発信や、機会の提供により、市民が市民活動に参加しやすい環境整備が整ってれば、市民活動への参加経験が増加すると考えられるため。 | 平成26年1月に実施した「参画と協働についての意識・行動調査」において、「市民活動や地域活動についての経験や今後の意向についておたずねします。」について「現在、参加しており、今後も参加したい」「現在、参加しているが今後は参加したくない」「以前に参加したことがあり、また参加したい」「以前に参加したことがあるが、今後は参加したくない」と回答した割合の合計29.2%。 | 平成26年1月に実施した「参画と協働についての意識・行動調査」において、「市民活動や地域活動についての経験や今後の意向についておたずねします。」について「これまで参加したことはないが、今後は参加したい」(36.3%)と「これまで参加したことがなく、今後も参加したくない」(32.5%)と回答した現行の割合の合計が68.8%であるため、不参加意向も含め、約7割の市民が市民活動を通じて地域課題解決に取り組む、あしや市民活動センターについて認知している状態を目指す。 | 現在は、市民活動に経験した割合が低いことから、まずは5割を目指す。 |
| | *社会福祉協議会のボランティア活動センター登録者数(人) | 452 | ↗ | 500 | 年度末時点における、*社会福祉協議会のボランティア登録センターに登録している市民の数。 出所:*社会福祉協議会事業報告 | 登録者数は、ボランティア活動推進の基礎となる数値であると考えられるため。 | 年度末時点における、*社会福祉協議会のボランティア登録センターに登録している市民の数。 | 互助の地域づくりを目指し、多くの市民がボランティア活動につながる仕組みを構築する。 | 地域福祉計画を根拠としているが数値目標としては設定していない。 高齢化によりボランティア活動の継続が困難な状況もあることから、過去の増減推移の状況を踏まえ、現在の1割増加の維持を目指す。 |

1-3 地域主体のまちづくりの仕組みが根付き、地域の力が高まっている

| 後期5年の重点施策の名称 | 指標(単位) | 現状値 | 指標の 方向性 | 目指す値 | 指標の定義・出所 | 指標とする理由 | 指標の算出式 | 行政が理想として目指す 姿、取り組むべき範囲 | 5年後に目指す値の水準 | 目指す値の算出式 |
|---|--|------|------------|------|--|---|--|--|--|---------------------------|
| | | H26 | | H32 | | | | | | |
| 1-3-1 市民主体の地域課題の解決 と地域運営への取組を支援 します。 | 自治会等に参加する世帯の 割合(%) | 68.2 | ↗ | 75.0 | 本市の推計世帯数に対する 自治会連合会に参加する各 自治会等の加入世帯数の合 計の割合。 出所:自治会報告書 | 重点取組として掲げている、 自治会等の地域活動の大切 さや楽しさを伝えることで、市 民が自らの地域活動団体に 加入することにつながること により、地域の主要な団体で ある自治会等の加入率が 増加すると考えられるため。 | 4月1日現在(例:平成26年度 末の場合は平成27年4月1日 現在)の本市の推計世帯数 に対する自治会連合会に 加入する各自治会等の加入 世帯数の合計(各自治会等 の加入世帯数は、自治会等 報告書に記載された総会時 点での加入世帯数)の割合。 平成26年度 27,825世帯/40,797世帯= 68.2% | 任意の団体なので、行政が 目指すべき指標とは言い難 いが、100%の市民が自治会 等に参加し、親睦を高めなが らまちづくりを行うことで地 域の力が高まると考えられる。 | 自治会加入率は 平成21年度69.9%、平成22 年度67.8%、 平成23年度69.4%、 平成24年度69.7% 平成25年度69.0% 平成26年度68.2%と推移して おり、分母の推計世帯数は 増加(5年後はさらに増加見 込)している中でも現状を維 持していると言えることから、 この加入率を下げることな く、活動を停滞させずいかに 活性化させることが重要であ ると考える。しかし、自治会 未組織の地域や、マンション が多数ある地域などがある ため、1割増の加入率を目指 す。 | 26年度数値(68.2%) ×1.1=75% |
| | *まちづくり連絡協議会への1 回あたりの平均出席者数(人 /年) | 14 | ↗ | 17 | *まちづくり連絡協議会への 出席者数の1回当り平均値。 出所:会議事録 | *まちづくり連絡協議会は、 市内で活動しているまちづく り協議会からの参加による 会議である。 各地区の取組み事例等の 情報交換などを行い、各地 区での今後の取組みの参考 につなげることを目的として おり、このような機会を充実 させることは、参加者数の増 加に結び付くものと考えられ るため。 | *まちづくり連絡協議会への 参加年間延べ人数÷まちづく り連絡協議会の年間開催 回数 平成26年度 28人÷2回=14人 | 地域住民が主体となったまち づくりが進んでいる。また、当 協議会活動を継続すること で、まちづくりに携わる人材 育成など、知識・知見を醸成 していくことが可能となる。 | 協議会への出席人数は 徐々に増加しており、年約 4%の増加傾向であることか ら、今後5年間では、2割増程 度を目指す。 | 14人・回/年×1.2=17 人・回/年 |

3-1 平和と人権を尊重する意識が行き渡っている

| 後期5年の重点施策の名称 | 指標(単位) | 現状値 | 指標の方向性 | 目指す値 | 指標の定義・出所 | 指標とする理由 | 指標の算出式 | 行政が理想として目指す姿、取り組むべき範囲 | 5年後に目指す値の水準 | 目指す値の算出式 |
|--|------------------------------|--------|--------|--------|---|--|--|---|--|-------------------------------|
| | | H26 | | H32 | | | | | | |
| 3-1-1 非核・平和意識の高揚を図るため各種事業を充実します。 | 「みんなで考えよう 平和と人権」の参加者数(人/年) | 742 | ↗ | 1,000 | 「みんなで考えよう 平和と人権」(7月～8月「平和・戦争・人権」をテーマにコンサート、講演会、平和展等啓発の催し)参加者数。 出所:課内資料 | 事業の拡充を重点取組としており、参加者数は、その結果を直接表す数値であるため。 | 「みんなで考えよう 平和と人権」(7月～8月「平和・戦争・人権」をテーマにコンサート、講演会、平和展等啓発の催し)参加者数。 | 各種事業を充実することにより、市民の非核・平和意識が高まっている。 | 過去5年間の参加者数の増減が大きいため、平成32年度までは常時1,000人以上の参加をめざし、非核や平和意識の向上を図っていく。 過去5年間実績数値 (897+1041+1473+752+742)÷5=981 | |
| | 「核兵器廃絶を目指す市民の署名」筆数(筆/年) | 228 | ↗ | 300 | 「核兵器廃絶を目指す市民の署名」年間筆数。 出所:事務報告書 | 署名を行うことは、非核や平和意識の表れであると考えられるため。 | 「核兵器廃絶を目指す市民の署名」年間筆数。 | 市民が署名活動に参加することにより、市民の非核・平和意識が高まる。 | 平成24～平成26の実績(3年半で985筆)に加え、署名の取り方に工夫を加え、当面300筆数を目指す。 過去3年間実績数値 (564+193+228)÷3.5=281 ただし、H24は1.5カ年分 | |
| 3-1-2 「人権教育・人権啓発に関する総合推進指針」に基づき人権啓発事業に取り組みます。 | 「人権啓発事業」参加者数(人/年) | 2,718 | ↗ | 3,000 | 平和事業を除く「人権啓発事業」年間参加者数。 出所:課内資料 | 人権啓発事業の結果を直接表す数値であるため。 | 平和事業を除く「人権啓発事業」年間参加者数(市民生活部実施分)。 | 人権啓発事業を充実させることにより、市民の間で、日常の中で互いの人権尊重の意識や行動が高まっている。 | 過去5年間の参加者数の増減が大きいが、平成24～26年度の実績に加え、参加者増のための工夫を加味し、平成32年度までは、常時3,000人以上を確保して、人権意識の向上を図っていく。 過去5年間実績数値 (3,275+3,360+2,630+3,127+2,718)÷5=3,022 | |
| | *上宮川文化センターの来館者数(人/年) | 82,122 | ↗ | 87,000 | *上宮川文化センター来館者数 出所:事務報告書 | 事業の充実などにより、市民からの親しみが増え、来館者の増加につながるものであり、さらに、住民交流が行われ、地域福祉の充実や人権啓発を推進することにつながるものと考えられるため。 | *上宮川文化センター年間延べ来館者数 | センターを啓発し事業を充実することにより、多くの市民がセンターを訪れ、住民交流が広がり、地域福祉や人権意識の向上が図られている。 | 平成22年度と平成26年度の来館者伸び率105%と同様の増加とし、平成27年度から平成32年度で106%増を目指す。 | $82,122 \times 1.06 = 87,000$ |
| | 芦屋市人権教育推進協議会研究大会参加者数(人/年) | 800 | ↗ | 1,000 | 芦屋市人権教育推進協議会事業報告 | 市民や市職員が人権教育推進の担い手となるような人材育成への取り組みの目安となるため。 | 参加者数の合計 | | 参加者が増加している状況を目指す。 | H22～H26の実績をもとに推移傾向等勘案し算出 |
| 3-1-3 全ての市民の人権が守られるよう取り組みます。 | *本人通知制度(住民票の写し、戸籍等)事前登録者数(人) | 449 | ↗ | 1,000 | *本人通知制度(住民票の写し、戸籍等)事前登録者数(年度末累計) 出所:課内資料 | 事前登録者数については、周知等により、制度の理解や浸透度合いを測る目安となる数値であるため。 | *本人通知制度(住民票の写し、戸籍等)事前登録者数(年度末累計) | 結婚差別や就職差別につながる身元調査に対する問題意識や、*本人通知制度に対する理解が広く浸透し、それが事前登録という行動につながっている状態が目指すべき姿。そのために今後、ホームページやお知らせ等の内容を見直し、より分かりやすいものとするよう取組む。 | 同制度を実施している他市町の事前登録者数の状況(概ね人口の0.5%～0.6%)等を勘案し、人口の約1%である1001人となるよう目指す。ただし、左記のとおり、登録者数の増加のみが目標ではないので、制度をより広く、より分かりやすくお知らせすることについては、工夫しながら継続していく。 | |

| | | | | | | | | | | |
|--|---|-------------|----------|-------------|---|---|---|--|---|------------------------|
| | <p>権利擁護支援者養成研修参加者における人材バンク登録者の割合(%)</p> | <p>57.8</p> | <p>↗</p> | <p>75.0</p> | <p>毎年度実施している権利擁護支援者養成研修の修了された市民のうち、*市民後見人の活動を含め地域における権利擁護支援の担い手として「権利擁護支援者人材バンク」に登録した数の割合。 出所：*権利擁護支援センター事業報告，事務報告書</p> | <p>重点取組である「*市民後見人」は、「権利擁護支援者人材バンク」の登録者から候補者を選出することから、「権利擁護支援者人材バンク」の登録者数の増加が、「*市民後見人」の候補者数の数を増やすという指標となるため。</p> | <p>権利擁護支援者人材バンク登録者数(年)÷年間の権利擁護支援者養成研修修了者数(年) (平成26年度) 11人÷19人=57.8%</p> | <p>「権利擁護支援者養成研修」の受講生が増加し、*市民後見人の候補者が育成されている状況を目指す。</p> | <p>地域福祉計画を根拠とするが数値目標は設定していないため過去の実績値から増加を見込んで算出。 *市民後見人は、現状ではまだ存在していない状況であり、今後、*市民後見人が活動できる仕組みを構築していくところであり、まずは多くの市民が権利擁護支援者養成研修を受講し、人材バンクに登録している割合が現状の3割増を目指す。</p> | <p>57.8%×1.3≒75.0%</p> |
|--|---|-------------|----------|-------------|---|---|---|--|---|------------------------|

3-2 男女共同参画社会の実現に向けて意識が広がっている

| 後期5年の重点施策の名称 | 指標(単位) | 現状値 | 指標の方向性 | 目指す値 | 指標の定義・出所 | 指標とする理由 | 指標の算出式 | 行政が理想として目指す姿、取り組むべき範囲 | 5年後に目指す値の水準 | 目指す値の算出式 |
|--|--------------------------------|------|--------|------|---|---|--|--|---|-------------------------------|
| | | H26 | | H32 | | | | | | |
| 3-2-1 性別による固定的な役割分担意識の解消などにより、女性の社会参画を進めます。 | 市民アンケートによる芦屋市男女共同参画推進条例の認知度(%) | 43.6 | ↗ | 57.0 | 「男女共同参画に関する市民意識調査」の中で、「芦屋市男女共同参画推進条例」について「言葉も内容も知っている」又は「言葉を聞いたことがある」についての質問に対し、「言葉も内容も知っている」又は「言葉を聞いたことがある」と回答する人の割合及び男女共同参画センター講座等の受講者を対象にしたアンケートで同様の質問に対し、同様の回答する人の割合の平均値。 | 女性の社会参画を促進するためには、条例に掲げている基本理念の周知、啓発が重要な取組であり、その取り組みにより条例の認知度は高まるものと考えられるため。 | 平成28年度以外は、市民意識調査を行わないため、その他の年においては、男女共同参画センター講座等の受講者を対象に、年間を通じて実施したアンケートにおいて、「芦屋市男女共同参画推進条例」について「言葉も内容も知っている」又は「言葉を聞いたことがある」について質問に対し、「言葉も内容も知っている」又は「言葉を聞いたことがある」と回答した人の割合。 | 条例の認知度を100%にまで高めると共に様々な啓発事業等を推進し、あらゆる分野で女性の社会参画が実現している姿を目指す。 | 男女共同参画行動計画ウィザズ・プランにおいて、計画期間中(H25～H29)の数値目標は、(H23)36.1%を(H29)50%以上としており、1年で2.3%の増加を見込んでおり、その後(H30～H32)の3年間は、その増加水準の継続を目指す。 | $50\% + 2.3 \times 3年 = 57\%$ |
| | 市附属機関等における女性委員の割合(%) | 37.2 | ↗ | 40.0 | 本市の附属機関等の委員として委嘱している委員のうち、女性委員の割合。 出所：男女共同参画行動計画進行管理調査実績報告書 | ウィザズプランの中にも掲げられている取組であり、市が女性の社会進出にかかる取組として主体的に取組んだ結果を表す数値であるため。 | 市で設置した各附属機関等の委員会設置の際の、委嘱した委員に対する女性委員の割合を平均した、平成26年4月1日の実績数。 | 女性の委員を積極的に登用することにより、市の施策・方針決定過程において女性の意見が十分に反映されている姿。 | 男女共同参画行動計画ウィザズ・プランのH29の数値目標は、40%にしている。市附属機関等の委員の選出は、団体からの推薦もあり、その場合には相手方に委ねざるを得ないことも多くあることから、40%を維持できるよう取り組む。 | |
| 3-2-2 性別による人権侵害の防止・啓発に努めます。 | 市民アンケートによる*DV相談室の認知度(%) | 31.7 | ↗ | 50.0 | 総合計画策定に当たって、5年ごとに実施している(今後は周期を縮める予定)市民意識調査において、*DV相談室の認知状況で「具体的に知っている」「聞いたことはあるが詳しくは知らない」と回答した人の割合。 | *DV被害者を早期発見し、自立支援につなげるため、まずは、相談窓口を知ってもらうことが必要であり、その状況を示す数値であるため。 | 平成27年3月実施の総合計画策定に当たって実施した市民意識調査において、*DV相談室の認知状況で「具体的に知っている」「聞いたことはあるが詳しくは知らない」と回答した人の割合。 | 周知・啓発を継続的に取り組むことで、誰もが*DV相談室があることを認知し、必要に応じて誰もが即座に相談ができることにより、性別による人権侵害である*DV被害の減少を目指す。 | *DV相談室開設から3年間で約30%となっている現状から、残り6年間で20%とし、半数を超えることを目指す。 | $31.7\% + 20\% = 50\%$ |

5-1 世代を超えた多様なつながりが様々な家庭の子育てを支えている

| 後期5年の重点施策の名称 | 指標(単位) | 現状値 | 指標の方向性 | 目指す値 | 指標の定義・出所 | 指標とする理由 | 指標の算出式 | 行政が理想として目指す姿、取り組むべき範囲 | 5年後に目指す値の水準 | 目指す値の算出式 |
|---|-------------------------------------|--------|--------|--------|--|--|--|---|---|--------------------------------|
| | | H26 | | H32 | | | | | | |
| 5-1-1 地域で子育てについて交流・相談しやすい環境を整えます。 | 子育てセンターにおけるつどいのひろば等に参加する親子の数(人/年) | 53,313 | ↗ | 56,313 | 子育てセンターにおけるつどいのひろば等に参加する親子の年間延べ人数。 出所:子育てセンター事業報告書 | つどいのひろば等の利用状況を把握するとともに、参加者数の増加は取り組みの成果を表すものであるため。 | 子育てセンター事業報告書の「子育てセンター活動状況」のうち、つどいのひろばなどに参加する年間延べ人数(=各項目参加者数の合計値 各項目:むくむく、ぶくぶく、もこもこ、貸出し部屋利用者、カンガルー、なかよしひろば、自主活動グループ、グループ交流会、講座研修他)。 | 市内全域で、いつでも子育て親子が集う場があり、親子同士の交流、スタッフへの相談しやすい状態を目指し、集いの場の設置場所、開催回数を増やすよう取り組む。 | 子育て支援拠点「むくむく」の平成23～26年度の平均増加数が471人であり、その他のひろば事業は部屋の面積等により大幅な増加は見込めないため、471人+α(その他のひろば事業)により、現状値から毎年500人ずつ増加することを目標とし、最終目標値を56313人とする。 | $53313+(500 \times 6) = 56313$ |
| | 公立の全幼稚園の子育て世代の親子に対する施設開放実施日の総数(回/年) | 234 | ↗ | 320 | 各公立幼稚園の園庭開放や未就園児交流会等施設開放の実施回数。 出所:事務報告書 | 子育て支援の取組として、園施設の開放を後期の中で取り組むこととしており、その直接の結果を示す数値であるため。 | 長期休業日を除く40週に対し、公立の8園が週1回程度実施する総数。 | 幼稚園が地域の子育てセンター的な役割を担い、子育て世代の親子が利用しやすくする。 | 施設開放が園によって差がある。子育て世帯の親子に使いやすくするため、全園が週に1回程度の実施を目指す。(長期休業日を除いた40週程度を対象とする) | $40回 \times 8園 = 320回$ |
| 5-1-2 妊娠・出産期から子育て中の家庭における切れ目のない支援を実施します。 | 保健センターでの母子健康相談の人数(人/年) | 2,598 | ↗ | 2,750 | 各年度における保健センターでの母子健康相談(育児相談、母子栄養相談、電話及び面接相談)における相談者の人数。 出所:芦屋市保健事業概要 | 母子健康相談の状況を表すため。 | 母子健康相談(育児相談、母子栄養相談、電話及び面接相談)の相談者人数。 | 妊娠・出産期からの子育てにおいて親が安心して相談できるよう専門職による相談体制を整備し、その周知を図る。 | 就学前人口が減少していく中(H26比較、推計約500人減)、現状値水準を維持するため、毎年25人(1%)の増加を目標とし、5年後の母子健康相談目標値を2,750人を目指す。 | $2598+(25 \times 6) = 2750$ |
| | 子育てセンターでの子育て相談の人数(人/年) | 1,776 | ↗ | 2,376 | 子育てセンターでの来所相談・電話相談の年間延べ人数。 出所:事務報告書 | 子育てセンターは市の子育て支援拠点であるため、子育てセンターでの相談件数を指標とした。また、子育て相談の場の充実、相談者数の増加につながるものと考えられるため。 | 子育てセンター(むくむく、ぶくぶく、もこもこ、カンガルークラブ、なかよしひろばなど)の来所相談・電話相談の年間延べ人数。 | 子育てひろばの開催場所・開催回数の増加に伴い、保護者が相談する機会を増やすことをめざし、スタッフもより丁寧に対応するよう取り組む。 | 育児不安を解消するためにも、今後もより多くの保護者の育児相談にの必要があるため、平成24～26年度の平均増加数が134人であるが、年より変動があることを考慮し、毎年100人ずつ増加することを目標とし、最終目標値を2376人とする。 | $1776+(100 \times 6) = 2376$ |

| | | | | | | | | | | |
|-----------------------------------|------------------------------|-----|---|-----|--|--|--|--|--|---|
| 5-1-3 ひとり親家庭や要保護家庭の自立や支援に努めます。 | *母子・父子自立支援プログラム策定事業参加者数(人/年) | 14 | → | 14 | *母子・父子自立支援プログラム策定事業参加実人数 出所:子育て推進課内部資料 | ひとり親家庭の8割は既に就労されており、残り2割のうち多くは自ら就職活動をしているのが現状。市は、特に丁寧な支援が必要な方に自立支援プログラムに参加してもらい、ハローワークとの連携を密にして継続的な支援を行っているもので、その結果を表すため、参加者数を指標とする。 | 母子・父子自立支援プログラム策定事業参加実人数 | 離婚したばかりの母子や就労経験が乏しい方、離職したばかりの方など、特に就労支援を必要とする方に、就職活動についての知識の付与やハローワークへの同行支援など、丁寧な支援活動を行うことを目指し、取り組んでいく。(実際の就職活動は求人情報のあるハローワークになります。) | 就労支援が必要なひとり親は常に一定数おり、市においては、手当の受給に関する届出の際など、機会を通じて、就業等につなげられるよう働きかけを行っていき、平成23年～26年度の参加者数の平均値が13人であり、ひとり親家庭数が横ばいである。景気の動向にも左右されることなどから、現状の状況を継続することを目標とする。 | $(13+10+14+14) \div 4 = 12.75 \Rightarrow 14$ |
| | 家庭児童相談の件数(件/年) | 409 | ↗ | 586 | 家庭児童相談室における子どもや家庭に関する相談年間件数 出所:事務報告書 | 家庭児童相談室は要保護児童対策地域協議会の調整機関であり、関係機関によるネットワークで対応を協議している。そのため、相談件数の増加は協議会による対応状況をあらわし、支援体制を推進していることによるため。 | 家庭児童相談室における子どもや家庭に関する相談年間件数 | 児童虐待防止に向け、相談窓口の周知を図り、早期発見及び迅速な対応に、関係機関、地域などとの連携により取り組み、虐待事案が減少する社会を目指す。 | 5年間においては、早期発見、早期対応につながるよう、家庭児童相談の周知を図る必要があるため、相談件数の増加を目指す。平成23～26年度の平均増加数が30件のため、毎年30件ずつ増加することを目標とし、最終目標値を586件とする。 | $409 + (30 \times 6) = 586$ |
| | *民生委員・*児童委員への相談件数(件/年) | 483 | ↗ | 700 | 民生委員・児童委員への市民の相談のうち、子どもに関する相談件数。 出所:事務報告書 | 民生委員・児童委員の子育て支援を周知、強化することで、地域の身近な相談窓口として、対象家庭から委員に対して相談しやすい状況が作られ、その結果として相談件数が増加すると考えられるため。 | 地域福祉計画を根拠とするが、数値目標は設定していないため、各年度における民生委員・児童委員への市民の相談のうち、子どもに関する相談件数。 | 少子化が進む中で、民生委員・児童委員への子育て相談をはじめ、地域から孤立する保護者がいない環境づくりを目指す。 | 少子化が進む中で、相談件数は減少傾向にあるが、対象家庭の課題の複雑化・多様化により対応件数の増加が見込まれるため、過去の相談件数の平均値を目標とする。 H24:816 H25:795 H26:483 | $(816+795+483) \div 3 = 700$ |

5-2 子育てと仕事の両立を可能にする環境が整っている

| 後期5年の重点施策の名称 | 指標(単位) | 現状値 | 指標の 方向性 | 目指す値 | 指標の定義・出所 | 指標とする理由 | 指標の算出式 | 行政が理想として目指す 姿、取り組むべき範囲 | 5年後に目指す値の水準 | 目指す値の算出式 |
|--------------------------------------|--|------|------------|------|---|---|--|--|--|--------------|
| | | H26 | | H32 | | | | | | |
| 5-2-1 必要とするときに適切で良質な保育サービスを提供します。 | 待機児童の人数(人) | 131 | ↘ | 0 | 年度当初における保育所の利用申請をした児童で、定員の関係で利用できなかった児童数。 出所:課内資料 | 後期の取組は、保育を必要とするすべての児童に保育を提供することを目的とすることであり、その実態を表す数値であるため。 | 年度当初における保育所の利用申請をした児童数から利用できた児童数を差し引いたもの。 | 待機児童の人数を0人とすること。 | 平成29年度末を目標に待機児童の人数を0人とし、その後も継続する。 | |
| | *病児・病後児保育実施箇所数(か所) | 1 | ↗ | 2 | *病児・病後児保育を実施している施設数。 出所:課内資料 | *病児・病後児保育を必要とする児童のニーズに対する提供量はすでに確保されているが、利便性を考慮して提供体制の確保を図ることを取組とすることから、施設数を指標とすることが適切と考える。 | 年度末において*病児・病後児保育を実施している施設数。 | 病児・病後児保育実施施設利用の利便性を現状より向上させるため、施設数を1か所増やす。 | 必要とする児童のニーズに対する提供量はすでに確保されており、利便性を向上させることが目標であるため、施設数を1か所増やすことを目標とする。 | |
| | 放課後児童健全育成事業の待機児童数(人) | 0 | → | 0 | 年度当初における放課後児童健全育成事業の利用申請をした児童で、定員等の関係で利用できなかった児童数(出所:放課後児童健全育成事業における待機児童数)。 | 後期の取組は、放課後児童健全育成事業を必要とするすべての児童にサービスを提供することを目的とすることであり、その実態を表す数値であるため。 | 年度当初における放課後児童健全育成事業の利用申請をした児童で、定員等の関係で利用できなかった児童数。 | 放課後児童健全育成事業における待機児童を生じない。 | 放課後児童健全育成事業の対象を平成31年度末を目標に高学年へ拡充しつつ、当該事業の待機児童の人数を0人とし、その後も継続する。 | |
| 5-2-2 子育てと仕事を両立しやすい社会環境づくりに努めます。 | 男女共同参画センターの土日開催事業(*イクメン講座等)の男性の参加者数(人/年) | 51 | ↗ | 60 | 男女共同参画センター講座として、土日開催する男性向けの育児参加啓発講座への男性参加者数。 出所:事務報告書と課管理資料 | 重点取組である、男性の家事や育児参加の意識を高める啓発講座の開催の結果を直接表す数値であるため。 | 男女共同参画センター講座として、土日開催する男性向けの育児参加啓発講座への年間延べ男性参加者数。 | 男女共同参画を推進する拠点施設であるセンターで、父親がイクメン講座に参加している姿を1つのモデルとして、受講者の男性自身が育児参加をすすめたり、周囲の男性にすすめることにより育児参加が広がる姿を理想として、女性と同じように育児に参加することが普通のことになるまで取り組む。 | 男女共同参画センターのセミナー室の広さや、子どもが安全に動き回ることができる一人当たりの広さを確保することなどから、物理的に広さの制約があること、働く父親が市民企画講座の主催者として、また、参加者として、時間の制約がある中で、可能な限りの参加人数をめざし、年3回、各20名参加(開催回数が増えれば、それ以上)60名以上を目指す。 | 年3回×各20名=60名 |
| | 市民アンケートによる仕事と生活の両立ができて市民の割合(%) | 78.5 | ↗ | 84.5 | 総合計画策定に当たって、5年ごとに実施している(今後は周期を縮める予定)市民意識調査において、仕事と自分の生活との両立の状況で「できている」「まあできている」と回答した人の割合。 | 仕事と自分の生活との両立の状況を市民に直接調査した結果であるため。 | 平成27年3月実施の総合計画策定に当たっての市民意識調査において、仕事と自分の生活との両立の状況で「できている」「まあできている」と回答した人の割合78.5%。 | 誰もが、仕事と生活の両立ができていく姿をめざし、継続的に啓発していく。 | 社会、経済、雇用、勤務先の状況等、仕事と生活の両立の阻害要件がある中でも、啓発を進めることにより毎年1%のアップを目指す。 | 78.5%+1%×6年 |

6-1 市民が健康づくりに取り組んでいる

| 後期5年の重点施策の名称 | 指標(単位) | 現状値 | 指標の方向性 | 目指す値 | 指標の定義・出所 | 指標とする理由 | 指標の算出式 | 行政が理想として目指す姿、取り組むべき範囲 | 5年後に目指す値の水準 | 目指す値の算出式 |
|--|-----------------------------|-----------|--------|------|---|--|---|---|--|---------------------------------------|
| | | H26 | | H32 | | | | | | |
| 6-1-1 定期的な健診の受診や予防接種を促進します。 | 国民健康保険特定健診の受診率(%/年) | 38.8 | ↗ | 60.0 | 40歳から74歳の国民健康保険加入者のうち、特定健診を受診した人の割合。 数値は健診受診者のデータを基に保険課で算出。 | 受診率向上の取組の結果を直接表す数値であるため。 | 特定健診受診者数(集団健診+個別健診+人間ドック+健康チェック)/特定健診受診対象者数 平成26年度 6,779人/17,492人=38.8% | 特定健診の必要性を市民が理解できるようすべての媒体を活用した情報提供を行い、関係機関と連携しながら受診率を目標値に近づけること。 | 国において、自治体が目指す達成率を60%(29年度末)以上としているため、現時点の基準として60%を目指す値とする。 | |
| | 大腸がん検診の受診率(%/年) | 30.4 | ↗ | 50.0 | 各年度における大腸がん検診対象者(40以上の市民)のうち、市において検診を受診した人の割合。 出所: 芦屋市保健事業概要 | 第2次芦屋市健康増進・食育推進計画による目標値でもあり、無料クーポン券の発行や未受診者勧奨などを実施している大腸がん検診の受診勧奨を通じて他のがん検診についても受診勧奨や未受診者勧奨を行っていることから、大腸がんの受診率向上が他のがん検診の受診率向上にもつながると考えられるため。 | 市の大腸がん検診受診者の計/大腸がん検診対象者の計 26年度算式 市大腸がん検診受診者の計(8,700人)/大腸がん検診対象者(28,663人:H22国勢調査人口より県が推計し作成した対象者数)≒30.4% | 定期的ながん検診などの検診を通じて健康管理の支援を図り、市民の健康づくりへの取り組みを高める。 | がん検診推進のため、クーポンの発行など健康管理の支援を行っている大腸がん検診を国の目標に準じた「第2次芦屋市健康増進・食育推進計画」に基づき、50%を目指す値とする。 | 第2次芦屋市健康増進・食育推進計画」に基づき、50% |
| | 麻しん及び風しん定期予防接種(2期)の実施率(%/年) | 90.4 | ↗ | 100 | 各年度における麻しん・風しん混合(MR)ワクチン定期接種における第2期対象者(5歳以上7歳未満で小学校就学前1年間のかた)のうち、予防接種を受けた人の割合。 出所: 芦屋市保健事業概要 | 第2次芦屋市健康増進・食育推進計画による目標値でもあり、麻しんや風しんが流行することによる社会的な影響が懸念され、国においても特定感染症予防指針が策定されているため。 | 麻しん・風しん混合(MR)ワクチン2期の接種者を対象者で除いた割合。 | 社会全体の感染症の予防のために、未接種者等に対し啓発等が速やかにできるシステムの構築を図り乳幼児の予防接種をはじめ予防接種全体の接種率を高める | 社会的な影響が懸念されている麻しん・風しん混合(MR)ワクチン2期の接種率を、対象者及び未接種等への啓発等を1期目から継続して速やかに行うことにより、「第2次芦屋市健康増進・食育推進計画」に基づく目標数値の100%を目指す。 | 麻しん・風しん混合(MR)ワクチン2期の接種者を対象者で除いた割合 |
| 6-1-2 ライフステージに応じた正しい食習慣を身につけられるよう啓発します。 | 食育関係講座等の参加人数(人/年) | 699 | ↗ | 900 | 各年度における食育関係の講座に参加した人の年間延べ参加者数。 出所: 芦屋市保健事業概要 | 食育関係の講座の実施状況を表すため。 | もぐもぐ離乳食・幼児のための食育推進講座・バランスアップ教室参加者の合計。 | 健康を維持する食習慣の確立実践を図るため、すべてのライフステージごとの食育に関する啓発や教育を実施する。 | 食育に関する関心度、実践度を把握するため、各ライフステージごとに実施する各食育関係講座定員の90%を目標とする。 | もぐもぐ離乳食・幼児のための食育推進講座・バランスアップ教室参加者の合計。 |
| 6-1-3 こころの健康について、関係機関と連携し支援します。 | ストレスを感じたときの相談相手がいる人の割合(%) | 93.7(H24) | ↗ | 100 | 芦屋市健康増進・食育推進計画策定にあたって実施している市民アンケート調査において、悩んだりストレスを抱えた時にだれに相談するか問いに対し、相談する相手がいる人の割合。 | 第2次芦屋市健康増進・食育推進計画による目標値でもあり、こころの病を予防するために、家族や地域等を含め相談者等の存在が大切なため。 | 第3次芦屋市健康増進・食育推進計画策定にあたって実施する市民アンケート調査(H29)において、悩んだりストレスを抱えた時にだれに相談するか問いに対し、相談する相手がいる人の割合。 | こころの病を予防するため、家族や地域を含めた相談者の育成を図り専門機関に繋げるようこころの健康に関わる相談窓口の充実を図る。 | こころの健康づくりを支援するため、家庭や地域でのストレスの相談先の充実を図り相談窓口の周知を図り専門機関による相談に繋がるよう、「第2次芦屋市健康増進・食育推進計画」に基づく相談相手がいる人の割合の目標数値である、100%を目指す。 | 次期芦屋市健康増進・食育推進計画策定時におけるアンケート調査による割合。 |

6-2 市民が適切な診療を受けられる

| 後期5年の重点施策の名称 | 指標(単位) | 現状値 | 指標の方向性 | 目指す値 | 指標の定義・出所 | 指標とする理由 | 指標の算出式 | 行政が理想として目指す姿、取り組むべき範囲 | 5年後に目指す値の水準 | 目指す値の算出式 |
|---|-----------------------------------|------|--------|------|---|--|---|--|---|--|
| | | H26 | | H32 | | | | | | |
| 6-2-1 市立芦屋病院と地域の医療機関が連携して、安心できる地域医療を提供します。 | 市立芦屋病院の病床(199床)稼働率(%) | 85.0 | ↗ | 93.1 | 病院の総病床数に占める稼働病床数の割合。病院のベッドがどの程度稼働しているかを示す数字で、概ね100%でベッドが満床を示す。 出所:市立芦屋病院中期経営計画 | 阪神南(尼崎・西宮・芦屋)の2次医療圏の医療機関との連携を強化し、市民の信頼を得ることで、芦屋病院の利用者が増加し、病床の稼働率の上昇が見込まれるため。 | 稼働病床数÷総病床数 【参考】 稼働病床数:その日の終わり(24時)に入院している患者数+その日に退院した患者数。 平成26年度 稼働病床数169.2床÷総病床数199床=85% | 芦屋病院が、地域の中核病院として、地域の医療需要に対応し地域社会に貢献すること。 急性期病院として、患者の意思を尊重し、最善の医療と癒しを提供していること。 | 一般病床(175床)稼働率95%+*緩和ケア病床(24床)稼働率80% 芦屋市から長期借入金を借りないで、安定的に病院運営ができる水準。 市立芦屋病院中期経営計画では平成30年度91.4%を目標としている。 | 稼働病床数÷総病床数 平成32年度 一般病床稼働率95%×175÷199+*緩和ケア病床稼働率80%×24÷199=93.1% |
| | 紹介率(他の医療機関から市立芦屋病院に紹介された患者の割合)(%) | 37.0 | ↗ | 50.0 | 他の医療機関から市立芦屋病院に紹介された患者の割合を示す数値であり、地域の医療機関との連携を表すものであるため。 出所:市立芦屋病院中期経営計画 | 他の医療機関から市立芦屋病院に紹介された患者の割合を示す数値であり、地域の医療機関との連携を表すものであるため。 | 紹介患者(初診のみ)÷初診患者数(休日・夜間の救急患者数及び救急搬送患者数を除く) 平成26年度 紹介患者3,458人÷初診患者数9,343人=37% | 地域住民が地域の診療所をかかりつけ医として利用し、検査や入院等の高度な急性期医療を必要とする場合には、芦屋病院に紹介することで、在宅医療から急性期医療までバランスのとれた医療提供ができていていること。 | 「地域医療支援病院承認要件」の水準(紹介率50%)を目指すことで、地域の診療所の後方支援病院としての機能や役割を担う。 | 紹介患者(初診のみ)÷初診患者数(休日・夜間の救急患者数及び救急搬送患者数を除く) 平成32年度 紹介患者5,000人÷初診患者数10,000人=50% |
| | 逆紹介率(市立芦屋病院から他の医療機関に紹介した患者の割合)(%) | 64.9 | ↗ | 70.0 | 市立芦屋病院から他の医療機関に紹介した患者の割合(%)。 出所:市立芦屋病院中期経営計画 | 市立芦屋病院から他の医療機関に紹介した患者の割合を示す数値であり、地域の医療機関との連携を表すものであるため。 | 逆紹介患者数÷初診患者数(休日・夜間の救急患者数及び救急搬送患者数を除く) 平成26年度 逆紹介患者6,065人÷初診患者数9,343人=64.9% | 芦屋病院で、検査や入院などの高度な急性期医療を行ったのちに在宅に戻られる場合、患者さんを地域の診療所に紹介することで、患者さんが地域で安心して療養を行っていること。 | 「地域医療支援病院承認要件」の水準(逆紹介率70%)を目指すことで、地域の診療所の後方支援病院としての機能や役割を担う。 | 逆紹介患者数÷初診患者数(休日・夜間の救急患者数及び救急搬送患者数を除く) 平成32年度 逆紹介患者7,000人÷初診患者数10,000人=70% |

| | | | | | | | | | | |
|---|--------------------------|------|------|------------------------------------|--|---|---|---|---|---|
| 6-2-2 救急救命活動の充実を図り、市民が適切な診療を受けられる体制を構築します。 | *救急救命士の救急業務活動従事者数(人/年) | 24 | ↗ | 29 | 救急車に乗車して活動する、国家資格である*救急救命士資格を有する職員の年度当初在籍数。 | 救急救命士の育成は、救急業務の質の向上を目指し、その業務に関わる従事者を増加させるため実施するものであるため。 | 2名×2係×4隊×1.569(要員係数)=25.104を基本とする。 (救急業務に従事する救急救命士数×隔日勤務2交替制×救急車4台×週休等の勤務サイクル) | 総務省消防庁が定めている消防力の標準的基準である「整備指針」では、救急隊の隊員のうち1人以上は、*救急救命士とするであるが、本市は1台の救急車に2名を目標とし市民に対する行政サービスの向上を図るものとする。 | 最低25人を確保するため、救急車数の4台に対して、各2係体制とともに、派遣、昇任等による他業務従事者等4人を勤楽し、29人とする。 | 2名×2係×4隊×1.569(要員係数)+他業務従事者等に替わり活動する救急救命士数4人=29.104 (*救急救命士数×隔日勤務2交替制×救急車4台×週休等の勤務サイクル+他業務従事者等に替わり活動する救急救命士) |
| | *認定救急救命士の救急業務活動従事者数(人/年) | 17 | ↗ | 29 | 気管挿管又は薬剤投与等の特定行為を実施することができる、国家資格である*認定救急救命士資格を有する職員の年度当初在籍数。 | *認定救急救命士の育成は、早期の救命措置の実施など、救急業務の質の向上を目指し、その業務に関わる従事者を増加させるため実施するものであるため。 | 1名×2係×4隊×1.569(要員係数)=12.552を基本とする。 (救急業務に従事する*認定救急救命士数×隔日勤務2交替制×救急車4台×週休等勤務サイクル) | 1台の救急車に配置する2名の救急救命士すべてを*認定救急救命士とすることで、病院前救護体制の強化を図り救命率の向上を図る。 | 1台の救急車に配置する、2名の救急救命士すべてを*認定救急救命士とすることで、病院前救護体制の強化を図り救命率の向上を図る。 | 2名×2係×4隊×1.569(要員係数)+他業務従事者等に替わり活動する救急救命士4人=29.104 (*認定救急救命士数×隔日勤務2交替制×救急車4台×週休等の勤務サイクル+他業務従事者等に替わる救急救命士) |
| | 軽症者数/救急搬送人員(%) | 54.0 | ↘ | 50.0 | 芦屋市の救急で年間搬送する患者のうち軽症者数(受診後入院を必要しない傷病者)の割合。 | 市民が救急車の利用を正しく理解してもらうことが、救急車での搬送の必要性がない軽症者の搬送数の減少につながるものと考えられるため。 | 軽症者数/年間搬送人員 平成26年度 2,053人÷3,802人=54% | 真に救急が必要な人に迅速な対応ができる状況。 | 50%以下 (不要不急の救急件数【軽症者搬送人数】を現行の年間搬送者数をベースとする中で、150件以上減少させ、25年の全国平均49.9%並みにする。) | (軽症者数2,053人-150人)÷搬送人員3,802人=50.0% |
| 市内救急搬送者数/搬送人員(%) | 61.4 | ↗ | 64.0 | 芦屋市の救急で年間搬送する患者のうち、市内の医療機関に搬送する割合。 | 地域医療機関との連携を図ることは、より近い市内医療機関への搬送に寄与するという効果を1つの目的としているため。 | 市内搬送者数/年間搬送人員 平成26年度 2,335人÷3,802人=61.4% | 市内医療機関との強固な連携を確立し、より近い医療機関に、より迅速に搬送できる状況。 | 市内搬送64% (受入れ医療数は、異なるが阪神地区6市1町において、市内搬送率の低い本市の市内医療機関への年間搬送数を現在より100件増加させる) | (市内搬送者数2,335人+100人)÷搬送人員3,802=64% | |
| 6-2-3 安定的持続可能な国民健康保険制度の運営に努めます。 | *ジェネリック医薬品の使用率(%) | 54.5 | ↗ | 60.0 | 後発医薬品の数量/[後発医薬品のある先発医薬品の数量+後発医薬品の数量]で求めた割合。 厚生労働省が発表する「調剤医療費(電算処理分)の動向」 | *ジェネリック医薬品使用促進の取組の結果を直接示す数値であるため。 | 後発医薬品の数量/[後発医薬品のある先発医薬品の数量+後発医薬品の数量]で求めた割合。 平成26年度 54.5% 厚生労働省が発表する「調剤医療費(電算処理分)の動向」で使用率のみの発表となっているため、基礎となる数量は不明。 | 安全性の確保を前提に、*ジェネリック医薬品を利用することの意義等を市民が理解できるようにすべての媒体を活用した情報提供を行い、関係機関と連携しながら使用率の目標値を達成すること。 | 自治体の目指す達成率を、国が参考値として60%(29年度末)以上として示していることや、安全性の確保を前提にする必要があることから、現時点の基準として60%を目指す値とする。 | |

7-1 地域における保健・医療・福祉の連携体制が確立している

| 後期5年の重点施策の名称 | 指標(単位) | 現状値 | 指標の方向性 | 目指す値 | 関連情報 | | | | | |
|---|---------------------------|-------|--------|-------|---|---|---------------------------------|--|--|---|
| | | H26 | | H32 | 指標の定義・出所 | 指標とする理由 | 指標の算出式 | 行政が理想として目指す姿、取り組むべき範囲 | 5年後に目指す値の水準 | 目指す値の算出式 |
| 7-1-1 地域の住民やボランティア、自治会、民生委員・児童委員、福祉推進委員などと保健・医療・福祉との連携を充実させます。 | *地域発信型ネットワーク会議参加者数(人/年) | 657 | ↗ | 838 | *地域発信型ネットワークの会議参加者数(小学校区・中学校区、年間延べ人数)。 出所:社会福祉協議会事業報告 | *地域発信型ネットワークへの参加は、地域課題解決の意識啓発のきっかけとなるものであると考えられるため。 | *地域発信型ネットワークの会議参加者数(小学校区・中学校区)。 | 地域課題を地域で解決する取組みを進める個人や団体が増加している状況を目指す。 | 地域福祉計画を根拠としているが数値目標は設定していないため過去の実績をもとに啓発活動による増加を見込んで算出。各年度、前年度実績の5%増を目指し、小学校区単位で年間約80人が参加している状況を目指す。 | $657 \times 1.05 \div 690$ を基礎としてH32まで同様に算出。(前年度参加者数 \times 1.05) |
| | 保健福祉センターの総合相談窓口の相談件数(件/年) | 302 | ↗ | 600 | 保健福祉センターにおける総合相談窓口の年間のべ相談者数。 出所:事務報告書 | 総合相談窓口の利用者が増加することは、専門職や行政とつながる機会の増加と比例し、相談内容に応じて、住民も含めた支援の仕組みの構築の指標となるため。 | 保健福祉センターにおける総合相談窓口の年間のべ相談者数。 | 支援が必要な人が、適切な相談窓口につながり、自立に向けた支援を受け地域で生活できている状況を目指す。 | 地域福祉計画を根拠としているが数値目標は設定していないため過去の実績をもとに周知活動による増加を見込んで算出。窓口機能を拡充したH27は前年度の2倍を見込みその後は前年度の実績維持を目指す。 | $(302 \times 2) \times 1.0 \div 600$ |
| | *高齢者生活支援センターの新規相談者数(人/年) | 1,201 | ↗ | 1,280 | *高齢者生活支援センターに新たに相談に来所する年間延べ人数。 出所:*高齢者生活支援センター活動状況報告、事務報告書 | 高齢者の相談窓口等の周知は、結果として新規相談者数の増加に表れると考えられるため。 | *高齢者生活支援センターに新たに相談に来所する年間延べ人数。 | 支援が必要な高齢者が、身近な相談窓口につながり、安心して地域で生活できている状況を目指す。 | すこやか長寿プラン21を根拠としているが数値目標は設定していないため過去の実績をもとに周知活動による増加を見込んで算出。新規相談者が増加している状況をめざし過去の実績の平均値に高齢者の増加率(2%)を乗じて算出。 | $(1,325 + 1,254 + 1,201) \div 3 \times 1.02 \div 1,280$ |

| | | | | | | | | | | |
|--------------------------------------|--|------|---|-------|--|---|--|--|--|---|
| 7-1-2 保健・医療・福祉に関する情報を分かりやすく提供します。 | *地域発信型ネットワーク会議参加者数(人/年) | 657 | ↗ | 838 | *地域発信型ネットワークの会議参加者数(小学校区・中学校区、年間延べ人数)。 出所:社会福祉協議会事業報告 | 参加者数の増加は、情報発信の対象者の増加に比例するため。 | *地域発信型ネットワークの会議参加者数(小学校区・中学校区)。 | 地域課題の解決に向けた取り組みを行う個人や団体の情報提供により、個人や団体間の円滑な情報共有が行われている状況を目指す。 | 地域福祉計画を根拠としているが数値目標は設定していないため過去の実績をもとに啓発活動による増加を見込んで算出。 各年度、前年度実績の5%増を目指し、小学校区単位で年間約80人が参加している状況を目指す。 | $657 \times 1.05 \div 690$ を基礎としてH32まで同様に算出。 (前年度参加者数 $\times 1.05$) |
| | 視覚に障がいのある人における点字・*声の広報登録者割合(%) | 15.5 | ↗ | 20.5 | 視覚障がいによる身体障害者手帳交付者に対する点字・*声の広報登録者の割合。 出所:第4期障害福祉計画、障害福祉課調 | 視覚障がいによる身体障害者手帳交付者に対する点字・*声の広報の制度の周知は、登録者の増加を目指すものであり、その状況を表す数値であるため。この数値が増加することは、障がい者手帳を持つ視覚に障がいのある人が行政等からの情報を得る機会が増えることにつながるため。 | 点字・*声の広報登録者数÷年度末の視覚障がいによる身体障害者手帳交付者数 平成26年度 $27人 \div 174人 = 15.5\%$ | 視覚に障がいのある人が市から発信する情報を不自由なく得られている状況を目指す。 | H26～H32の間に視覚に障がいのある人が新規に障がい者手帳を取得される方々について登録が行われ、視覚障がいによる身体障害者手帳交付者の約2割の方々が行政から発信する情報を得ている状況を目指す。 | 登録者数:実績をもとに推移、障がい者数:第4期障害福祉計画、視覚障がい者の増加見込み分を登録者とする。 H23 $22/163 = 13.4\%$ H26 $27/174 = 15.5\%$ $174/3222$ (H26身体障害者手帳所持者数) * 3432 (H32身体障害者手帳所持者数推計値) = 185 H32 視覚に障がいのある手帳所持者推計値185 $185-174 = 11$ (増加人数) $(27+11)/185 = 20.5\%$ |
| | 手話通訳者等の派遣回数(回/年) | 201 | ↗ | 234 | 聴覚に障がいのある人や市の行事等の申請による、手話通訳者等の年間延べ派遣回数。 出所:第4期障害福祉計画 | 手話通訳者等が公的機関や市の行事等に派遣される回数が増えることにより、聴覚に障がいのある人が必要な情報を得られることにつながるため。 | 聴覚に障がいのある人や市の行事等の申請による、手話通訳者等の年間延べ派遣回数。 | 聴覚に障がいのある人が様々な情報をより多く入手している状況を目指す。 | 第4期障害福祉計画(H29、216)を基にH30～H32まで毎年6件ずつ増加している状況を目指す。 | H27 204, H28 210, H29 216としておりH32まで毎年6件増加を見込み $216+6件 \times 3年 = 234$ |
| | *高齢者生活支援センターが主となり開催した多職種(医療・保健・介護等)が参加できる研修会・会議等の参加者数(人/年) | 339 | ↗ | 1,000 | *高齢者生活支援センターが主催した多職種(医療・保健・介護等)が連携した会議の年間延べ参加者数。 出所:高齢者生活支援センター活動状況報告 | 保健・医療・福祉の従事者が連携することが、市民全般に多様なサービスの情報を提供することにつながるため。 | *高齢者生活支援センターが主催した多職種(医療・保健・介護等)が連携した会議の年間延べ参加者数。 | 保健・医療・福祉の様々な職種の者が連携・情報共有し、高齢者福祉を担っている状況を目指す。 | 現状値に加え研修会(福祉センターでの開催:150人収容)を年間4回開催して多職種が連携・情報共有している状況を目指す。 | $339 + (150 \times 4回) = 1,000$ |

| | | | | | | | | | | |
|---|-------------------------|-----|---|------|---|--|--|---|---|---|
| 7-1-3 様々な制度やサービスを連携させて、生活困窮者の自立を支援するとともに地域からの孤立を予防します。 | *権利擁護支援センターの新規相談者数(人/年) | 127 | ↗ | 170 | *権利擁護支援センターの年間新規相談者数。 出所:*権利擁護支援センター活動状況報告 | *権利擁護支援センターにおける相談は、その内容に応じて適切な機関へつなぐ役割を果たしており、相談件数の増加は、適切な対応の増加に結び付くものであるため。 | *権利擁護支援センターの年間新規相談者数。 | 支援が必要な高齢者や障がいのある人が適切に権利を行使できる状況を目指す。 | 地域福祉計画を根拠としているが、数値目標は設定していないため過去の実績から算出。 過去の推移と直近の実績をもとに前年度5%増を目指す | 127×1.05≒133 を基礎としてH32まで同様に算出 (前年度参加者数×1.05) |
| | 生活困窮者自立支援相談の利用者数(人/年) | - | ↗ | 500 | 保健福祉センターの総合相談窓口の相談者のうち生活困窮者自立支援相談者数(年間延べ件数) 出所:事務報告書(掲載予定) | 相談窓口の周知啓発は、困窮者が相談できる場所があることを周知するものであり、その結果、相談件数の増加に表れると考えられるため。 | 総合相談窓口の相談者のうち生活困窮者自立支援相談者数(年間延べ件数) | 制度の対象者が、相談窓口を利用し、必要に応じて支援に結びつき、社会的孤立を予防できる地域を目指す。 | H27からの事業のため国の示す人口規模を基礎とした相談者数で勘案(新規相談者数20件/月)し相談者1人あたり2回は相談を利用している状況を目指す。 | 20人×12月×2回≒500件 |
| | 生活困窮者自立支援プラン作成者の割合(%) | - | ↗ | 50.0 | 生活困窮者自立支援の新規相談者数のうち自立支援プラン作成者数。 出所:事務報告書(掲載予定) | プラン作成者の割合の増加が自立支援の体制整備状況の目安となるため。 | 生活困窮者自立支援相談者数のうち自立支援プラン作成者数。 自立支援プラン作成者数累計÷生活困窮者自立支援相談の新規相談者数累計 | 支援が必要な対象者が社会参加や就労可能な状況から地域の担い手となることを目指す。 | 平成26年度末に国が示した目安値(新規相談者数の5割)をもとに相談者うちのプラン作成者が5割となっている状況を目指す。 | 新規相談者うちの50% |
| | 生活上による生活保護自立廃止件数(世帯/年) | 17 | ↗ | 20 | 『生活保護事務実施方針』より「収入増」、「稼働者の転入」、「年金増加」、「引取扶養」など世帯の経済状況好転が廃止理由である廃止件数。 出所:生活保護実務実施方針 | 行政の支援は、自立を目指すことを目的としており、生活保護自立廃止件数の増加は稼働・年金収入、仕送りの増加及び親族の引き取りなどを表すものであるため。 | 『生活保護事務実施方針』より「収入増」、「稼働者の転入」、「年金増加」、「引取扶養」など世帯の経済状況好転が廃止理由である年間廃止件数。 | 就労への阻害要因がない受給者の求職活動、増収への取り組みを支援することにより自立助長を目指す。また年金裁定請求手続きの支援などにより高齢世帯の安定した収入の確保を目指す。 | 生活保護制度の趣旨は保護が必要な人に対して漏れない給付を行うこと、世帯の保護からの脱却に必要な援助を行うことであり、予め全体の目標値を定めることは、生活保護実施の態度として求められていることと相反するが、現在の取り組みを継続・充実させれば現在と同程度の成果は出るものとして数値を設定したものである。 | 過去の実績値をもとに、今後の保護受給世帯数の増減見込(年間約4%増加)の割合を乗じた数値。 17件×1.04の5乗(=1.216)≒20.6=20件 |

7-2 高齢者がいつまでもいきいきと安心して暮らしている

| 後期5年の重点施策の名称 | 指標(単位) | 現状値 | 指標の方向性 | 目指す値 | 指標の定義・出所 | 指標とする理由 | 指標の | 行政が理想として目指す姿、取り組むべき範囲 | 5年後に目指す値の水準 | 目指す値の算出式 |
|-------------------------------------|---------------------------------|-------|--------|-------|---|---|---------------------------------------|--|---|--|
| | | H26 | | H32 | | | | | | |
| 7-2-1 高齢者を地域とともに支援できる体制づくりを行います。 | *高齢者生活支援センターの新規相談者数(人/年) | 1,201 | ↗ | 1,280 | *高齢者支援センターに新たに相談に来所する年間延べ人数。 出所:*高齢者生活支援センター活動状況報告, 事務報告書 | *高齢者生活支援センターという第一義的な窓口であり、ここでの高齢者の総合診断の増加により、医療的な支援につなげる割合が高まるため。 | *高齢者支援センターに新たに相談に来所する年間延べ人数。 | 支援が必要な高齢者が、身近な相談窓口につながり、安心して地域で生活できている状況を目指す。 | すこやか長寿プラン21を根拠としているが数値目標は設定していないため過去の実績をもとに高齢者の増加を見込んで算出。 | $(1,325 + 1,254 + 1,201) \div 3 \times 1.02 \approx 1,280$ |
| | 地域ケア会議の開催数(回/年) | 5 | ↗ | 25 | 地域住民や支援者から挙げた個別の事例を検討する「地域ケア会議」の開催回数。 出所:*高齢者生活支援センター活動状況報告, 事務報告書 | 地域での支援体制づくりのための会議開催を重点取組としており、それを直接的に表す数値であるため。 | 地域住民や支援者から挙げた個別の事例を検討する「地域ケア会議」の開催回数。 | ケア会議で解決の方向性を見出し、高齢者が地域で安心して生活できる状況を目指す。 | 4支援センターが毎年会議数を1回ずつ増やしていくことを目標とする。 | $5回 + (4センター \times 1回 \times 5年) = 25回$ |
| | 地域発信型ネットワーク会議を通じた地域活動の実践件数(件/年) | 4 | ↗ | 10 | 地域発信型ネットワークにおいて地域活動の報告を行った件数。 出所:社会福祉協議会の活動報告 | 地域活動を実践した件数を表すものの1つであるため。 | 地域発信型ネットワークにおいて地域活動の報告を行った年間件数。 | 互助の地域づくりを主体的に取り組む団体が増加している状況を目指し活動の啓発や団体間の連携を支援する。 | 地域福祉計画・すこやか長寿プラン21を根拠としているが数値目標は設定していないため小学校区単位で算出。 | 小学校区単位(旧三条小学校区、潮芦屋地区含む)10か所 |

| | | | | | | | | | | |
|---|----------------------------------|-------|---|-------|--|--|--|--|---|-----------------------------------|
| 7-2-2 元気な高齢者が支援を必要とする高齢者を支える仕組みづくりを行います。 | 認知症サポーター養成講座受講者数(人/年) | 1,285 | ↗ | 1,500 | 認知症になった人の手助け等を行うボランティアを養成する「認知症サポーター養成講座」の年間延べ受講者数。 出所:社会福祉協議会の活動報告 | 重点取組が養成講座の実施であり、それ結果を直接表す数値であるため。 | 認知症になった人の手助け等を行うボランティアを養成する「認知症サポーター養成講座」の年間延べ受講者数。 | 支援が必要な高齢者の早期発見と適切な相談につなぐ役割を担える認知症サポーターが増加している状況を目指す。 | 過去の実績数に65歳以上の要介護者人口(潜在の対象者)の増加率(1.2)を乗じる。 H26:4758人 H27:4974人 … H32:6078人 | $1258 \times 1.2 \doteq 1,500$ |
| | 権利擁護支援者養成研修参加者における人材バンク登録者の割合(%) | 57.8 | ↗ | 75.0 | 毎年度実施している権利擁護支援者養成研修の修了された市民のうち、市民後見人の活動を含め地域における権利擁護支援の担い手として「権利擁護支援者人材バンク」に登録した数の割合。 出所:*権利擁護支援センター事業報告、事務報告書 | 権利擁護の研修や周知により、市民の中で、その意識が高まり、支援の担い手となることにつながるものと考えられるため。 | 権利擁護支援者人材バンク登録者数(年)÷年間の権利擁護支援者養成研修修了者数(年) (平成26年度) $11人 \div 19人 = 57.8\%$ | 「権利擁護支援者養成研修」の受講生が増加し、市民後見人の候補者が育成されている状況を目指す。 | 地域福祉計画を根拠とするが数値目標は設定していないため過去の実績値から増加を見込んで算出。 権利擁護の研修や周知により、多くの市民が権利擁護支援者養成研修を受講し、人材バンクに登録している割合が現状の3割増を目指す。 | $58.6\% \times 1.3 \doteq 75.0\%$ |
| | 地域見守りネット事業の加入事業数(件/年) | 63 | ↗ | 100 | 民間事業者がひとりぐらし高齢者、高齢世帯等の見守り活動を行う地域見守り・生活支援ネットワークの参加事業者数。 出所:社会福祉協議会事業報告 | 事業の啓発等により、加入事業者の増加が地域の見守りにつながるものと考えられるため。 | 毎年度末の地域見守り・生活支援ネットワークの参加事業者数。 | 支援が必要な高齢者を早期発見・相談につなぐ役割を担う協力事業者が増加している状況を目指す。 | すこやか長寿プラン21を根拠としているが数値目標は設定していないため過去の数値から啓発活動による増加を見込んで算出。 参考:防犯協会に登録している個人約100人、防犯協会に登録している団体約100か所であり、(防犯協会会員、団体の100という数が市内に適した数と考えると、類似の役割を担う見守りネットも約100を目指す。 | |

| | | | | | | | | | | |
|---|-----------------------------|--------|---|--------|---|--|---------------------------------------|------------------------------|--|--------------------------------------|
| 7-2-3 高齢者の社会参加と就労の機会を拡充し、生きがい活動を推進します。 | シルバー人材センターの会員数(人/年) | 1,004 | ↗ | 1,300 | シルバー人材センターの会員数。 出所:シルバー人材センター活動報告 | 「シルバー人材センター」は、高齢者の社会参加と就労機会創出の主要な事業であり、その会員数は、就労機会とも比例するものであるため。 | 毎年度末のシルバー人材センターの会員数。 | 生き生きと働く高齢者が増えている状況を目指す。 | シルバー人材センターの中 期事業計画より毎年46人増加を見込んでいる。 | $1004 + (46 \times 6) \doteq 1300$ |
| | 老人福祉会館の利用者数(人/年) | 28,859 | ↗ | 35,000 | 老人福祉会館の年間延べ利用者数。 出所:事務報告書 | 高齢者の社会参加の主要な一つの拠点となる「老人福祉会館」での活動促進を重点取組に掲げており、利用者数は、その対象となった数を表すものであるため。 | 老人福祉会館の年間延べ利用者数。 | 高齢者が生きがいを持って地域で活動している状況を目指す。 | 過去の実績数に65歳以上人口の増加率(1.1)と高齢者の社会参加率(期待値1.1)を乗じた数を目指す。 | $28859 \times 1.21 \doteq 35000$ |
| | 老人クラブの会員数(人/年) | 3,015 | ↗ | 3,100 | 老人クラブの毎年4月1日時点の会員数。 出所:事務報告書 | 老人クラブ活動の周知による、クラブの加入者の増加は、クラブの活性化につながっていると考えられるため。 | 毎年4月1日時点で各単位老人クラブ(各町老人クラブ)に加入している会員数。 | 高齢者が生きがいを持って地域で活動している状況を目指す。 | 老人クラブの会員数は微減傾向であり、高齢化が進んでいるので取り組みとして地域に活動の魅力を発信し、まずは現状を維持することを重点とし、その後各単位老人クラブで会員数の増加を目指す。 | $3,015 + 85$ (各町1名増加) $\doteq 3,100$ |
| | 介護予防事業(*介護予防センター)の参加者数(人/年) | 26,492 | ↗ | 29,000 | *介護予防センターで実施する介護予防事業の年間延べ参加者数。 出所:課内資料 | 介護予防の啓発を事業参加者に行うことで、その意識が高まると考えられ、事業参加者の増加は、その意識の広がりにつながっていると考えられるため。 | *介護予防センターで実施する介護予防事業の年間延べ参加者数。 | 高齢者の健康寿命が延びて元気に過ごしている状況を目指す。 | 過去の実績数に65歳以上人口の増加率(1.1)を乗じた数を目指す。 | $26,492 \times 1.1 \doteq 29,000$ |

7-3 障がいのある人の権利が尊重され、持てる能力を最大限に発揮できる

| 後期5年の重点施策の名称 | 指標(単位) | 現状値 | 指標の方向性 | 目指す値 | 指標の定義・出所 | 指標とする理由 | 指標の算出式 | 行政が理想として目指す姿、取り組むべき範囲 | 5年後に目指す値の水準 | 目指す値の算出式 |
|--------------------------------------|--|------|--------|------|--|--|--|---|--|--|
| | | H26 | | H32 | | | | | | |
| 7-3-1 障がいへの理解を深めるため、普及、啓発活動を行います。 | 障がい福祉に関するアンケート調査による「障がいのある人に対する地域の理解度」(%) | 22.9 | ↗ | 30.9 | 障害福祉計画策定にあたって実施している「障がい福祉に関するアンケート調査」(3年毎実施)問43「あなたは、障がいのある人に対する地域の理解が進んでいると思う割合が増加していくと考えられるため。 出所: 声屋市障がい福祉に関するアンケート調査 | 障がいへの理解が広がり、深まるために普及啓発を行うことにより、障がいのある人が地域の障がい理解が進んでいると思う割合が増加していくと考えられるため。 | H26実施の「障がい福祉に関するアンケート調査」(3年毎実施)問43「あなたは、障がいのある人に対する地域の理解は進んできましたか」という問いに対して「かなり進んできました」「まあまあ進んできました」と回答した合計割合。 | 障がい理解を深めるための普及、啓発活動を行うことで障がいのある人が地域から理解が得られている状況を目指す。 | H23の調査時からH26の調査時において、障がい理解が4%下降しているため、H29にはH23の値へ戻し、H32には障がいのある人の3割の方が、地域の障がい理解が進んでいると考えている状況を目指す。 | H23調査26.9% H26調査22.9% 4%×2=8%上昇 |
| | *サポートファイルの配布部数(累計冊数) | 133 | ↗ | 306 | 支援を必要とする人からの依頼により配布した*サポートファイルの配布部数(累計冊数)。 出所: 声屋市障害者(児)福祉計画第6次中期計画 | 平成26年5月から*サポートファイルの配布を開始しており、*サポートファイルの普及啓発を行うことにより、*サポートファイルが認知され利用者側・支援者側からも利用が促され、配布部数も増加するため。 | 市役所(福祉・子ども・教育)・学校園、保健センター、障がい者相談支援事業等で平成26年5月から平成26年度末までに配布した部数。 | 支援の必要な人が*サポートファイルを利用して必要な支援が途切れなく受けることができる状況を目指す。 | 平成32年度末の18歳未満の障がい者手帳所持者及び手帳未所持者60人が*サポートファイルを利用している状況を目指す。 (平成26年度末現在18歳未満の障がい者手帳所持者数は214人) | 10冊×6年(H26～H32)+246冊(H32年度末18歳未満障がい者手帳所持者) |
| 7-3-2 相談窓口体制や相談拠点の充実を図ります。 | 障がい福祉に関するアンケート調査による「相談相手」が障がい者相談支援事業と回答した割合(%) | 10.0 | ↗ | 15.0 | 障害福祉計画策定にあたって実施している「障がい福祉に関するアンケート調査」(3年毎実施)において、「あなたが、悩みや困ったことを相談するのはどなたですか」という問いに対して障がい者相談支援事業と回答した割合(%)。 出所: 声屋市障がい福祉に関するアンケート調査 | 平成26年度から障がいのある人の地域の相談支援の拠点として*障がい者基幹相談支援センターを設置しており、それを中心とした相談支援事業の体制等の充実が図られることにより、障がいのある人が、その事業を利用し、相談する割合が増加するため。 | H26実施の「障がい福祉に関するアンケート調査」(3年毎実施)問27「あなたが、悩みや困ったことを相談するのはどなたですか」という問いに対して障がい者相談支援事業と回答した割合(%) | *障がい者基幹相談支援センターが核となり相談支援事業者の人材を育成し相談体制が充実し、障がいのある人が相談支援事業を利用している状況を目指す。 | H23の調査時からH26の調査時において、相談支援事業を相談している割合が2.4%上昇しており、H29、H32にも引き続き相談支援体制を充実させ5%の上昇を目指す。 | H23調査7.6% H26調査10.0% 2.4%×2=5%上昇 |
| | 障がいのある人の*権利擁護支援センターでの相談件数(件/年) | 760 | ↗ | 904 | *権利擁護支援センターの相談件数のうち障がいのある人の相談件数。 出所: *権利擁護支援センター活動状況報告 | 障がいのある人の相談窓口としての周知啓発と相談体制の充実と啓発推進の目安となるため。 | 地域福祉計画に目標として明記しているが数値目標は設定していないため年度末における相談者数を設定。 | 支援を必要とする障がいのある人が相談しやすい体制整備を目指す。 | 過去の相談推移を踏まえ前年度のおおむね3%増を目指す。 H24: 701件 H25: 727件 H26: 760件 | H24⇒H25 (727÷701)×100%≒103% H25⇒H26 (760÷727)×100%≒104% |

| | | | | | | | | | | |
|-----------------------------------|----------------------------------|-------|---|-------|--|--|---|--|--|---|
| 7-3-3 障がい福祉サービス等の提供基盤の整備を進めます。 | *計画相談支援事業利用人数(人/年) | 1,608 | ↗ | 8,331 | *計画相談支援年間延べ利用者数 出所: 芦屋市第4期障害福祉計画 | *計画支援事業の利用人数は、障がいのある人が必要な障がい福祉サービス等を利用できることを目的とした当該事業実施状況を直接表す数値であるため。 | 平成26年度の*計画相談支援を利用した年間延べ利用人数。 | 障がいのある人が必要な障がい福祉サービス等を適切に安心して受けている状況を目指す。 | 芦屋市第4期障害福祉計画にてH29までの見込値を算出しており、計画上のH28からH29の利用者増加割合をH32まで継続させH26から5倍の増加を目指す。 | H28見込値 267(人/月) × 12月 = 3,204 H29見込値 339(人/月) × 12月 = 4,068 H28~H29増加率 4,068/3,204 = 1.27 H30 4,068 × 1.27 = 5,166 H31 5,166 × 1.27 = 6,560 H32 6,560 × 1.27 = 8,331 |
| | 療育支援相談件数(件/年) | 149 | ↗ | 176 | 療育支援相談の年間延べ件数 出所: 障害福祉課調 | 療育支援相談は、療育支援の中心事業であり、その件数の増加は、相談に関わる保健・医療・福祉・教育の関係機関の経験やノウハウがさらに蓄積されることで、より連携が強化されることにより、支援体制が推進されていると考えられるため。 | 療育支援相談の年間延べ件数 | 保健・福祉・医療・教育が連携して早期に障がいのある児童のよりよい育ちを支援している状況を目指す。 | 現在行える療育支援相談の最大相談件数176件の実現を早期にめざし、さらに療育支援相談の内容の充実を図る。 | 医師面接8回 × 8人 × 2回 = 128回 + 48回(4人 × 12月) = 176回 |
| 7-3-4 障がいのある人の就労支援を行います。 | 障がいのある人の一般就労移行者数(人/年) | 10 | ↗ | 20 | 市が配置している障がい者就労支援員が障がいのある人を一般就労に結び付けることができた人数(人/年)。 出所: 芦屋市障害者(児)福祉計画第6次中期計画 | 一般就労は、障がいのある人の就労支援の最終目標の一つとなっているため。 | 平成26年度の保健福祉センターに配置している就労支援員が中心となり支援を行い一般就労に結び付いた障がいのある人の人数。 | 障がい者就労を支援する機関が連携し、障がいのある人が一般就労へ結びついている状況を目指す。 | 平成26年度中の一般就労された障がいのある人の2倍の人数を目指す。 | H26実績値 10人 × 2倍 = 20 |
| | 障がいのある人の短期雇用(*チャレンジ雇用)任用延月数(月/年) | 8 | ↗ | 24 | 市が行っている*チャレンジ雇用の任用延月数(月/年)。 出所: 芦屋市障害者(児)福祉計画第6次中期計画 | 市が実施している知的や精神に障がいのある人の短期雇用(*チャレンジ雇用)の任用月数の増加は新たな就労支援の場の提供となっているため。 | 平成26年度の年間延べ任用月数。 | 市役所内の様々な部署で障がいのある人が任用されている状況を目指す。 | 市役所内で1年度間に常時2人の障がいのある人が*チャレンジ雇用で任用されている状況を目指す。 | 12月 × 2人 = 24月 |
| | *芦屋市障害者雇用奨励金の交付人数(人/年) | 0 | ↗ | 3 | *芦屋市障害者雇用奨励金の年間交付人数。 出所: 事務報告書 | *芦屋市障害者雇用奨励金制度は、障がい者の継続的な雇用を図るためのものであり、その結果は、雇用の実績に伴うものであるため。 | *芦屋市障害者雇用奨励金の年間交付人数。 | 制度の周知・啓発を継続して行い、市内の多くの事業所で障がい者が継続的に雇用されている姿。 | 国の制度の利用が必須要件であること、過去数年間でほぼ制度利用がないなかで、ハローワークと連携しながら3件を目指す。 | |

8-1 市民一人一人の暮らしの安全・安心への意識が高まっている

| 後期5年の重点施策の名称 | 指標(単位) | 現状値 | 指標の方向性 | 目指す値 | 指標の定義・出所 | 指標とする理由 | 指標の算出式 | 行政が理想として目指す姿、取り組むべき範囲 | 5年後に目指す値の水準 | 目指す値の算出式 |
|--|--|-----|--------|------|--|--|---|--|---|--|
| | | H26 | | H32 | | | | | | |
| 8-1-1 犯罪から身を守る方法の周知、啓発に努めます。 | 街頭犯罪・侵入犯罪の認知件数(件/年) | 411 | ↘ | 200 | 路上強盗等の街頭犯罪と空き巣等の侵入犯罪で戸屋警察署が認知した件数。 出所:戸屋警察署資料 | 各種防犯活動の連携強化と啓発を図ることにより、街頭犯罪・侵入犯罪の認知件数が減少すると考えられるため。 | 街頭犯罪(路上強盗、強制わいせつ、ひったくり、車上狙い等の街頭での窃盗、器物損壊等)と侵入犯罪(空き巣、事務所・出店荒し、金庫破り、忍び込み)の認知件数。 (現状)411件 | 迅速、的確な情報発信及び生活安全推進連絡会や防犯グループ連絡協議会等での情報共有や、防犯活動について連携強化を図る等の取り組みにより、犯罪件数を極力減らす。 | 街頭犯罪・侵入犯罪の認知件数の減少を目指し、過去5年間で半減させてこれたため、これを持続させる。 | 平成21年度870件① 平成26年度411件② ②/①=47.24% 411件×47.24%≒200件 |
| | 犯罪被害者等に対する支援制度への認知度向上のための研修への参加人数(人/年) | - | ↗ | 160 | 犯罪被害者等の支援に関する研修会の参加人数。 出所:戸屋市事務報告書(今後掲載予定) | 研修への参加人数が増えることにより、制度の認知度向上、適正な支援に資すると考えられるため。 | 犯罪被害者等の支援に関する研修会の参加人数。 (現状)研修を開催していない | 市役所内及び関係外部団体においては、犯罪被害者等に対する理解が職員全体にできていくことを目指す。また、犯罪被害者等に対する理解がある市民を極力増やす。 | 市役所関係は5年間ですべての職員が受講するものとし、関係外部団体から10人。市民への周知として市民の参加を30人を見込んで、毎年度160人規模で研修会を開催していくことを目標とする。可能であれば今後参加人数を増やす。 | ①市役所関係 一般事務所及び技術職数 321+295=616人 616人/5年≒120人 ②関係外部団体 10人 ③市民 30人 ①+②+③ 120+10+30=160人 |
| 8-1-2 消費生活に関する情報を分かりやすく提供するとともに、相談業務や消費者教育の充実を図ります。 | 消費生活フェア参加人数(人/年) | 341 | ↗ | 400 | 消費者問題意識がまだ完成していない子どもに、消費についてのきっかけを学ぶ場として、またそれを見守る大人も一緒に学べる場として実施している消費生活フェア参加者数。 出所:事務報告書 | 消費生活フェアは、対象者も多く、また関係機関からの参加のある消費者問題等の啓発事業としては大きな役割を担っている事業であり、その参加者数の動向は、消費者への意識啓発の取組の結果の大きな割合を占めるものであるため。 | 消費生活フェア参加者数 | 継続的に、フェアの開催や周知啓発を行うことにより、子どもから大人まで幅広い世代が消費生活について学び、様々な消費問題について自らの確かな判断と行動ができるようになっていく。 | 年々子供については人口の減少がみられるが、高齢者については、人口が増加している。消費者問題の意識が高くない子どもや高齢者については、特に、その人口増加率相当分の参加者を増やすことが必要であるため、70歳以上人口増加率(総務省統計局資料)の年2.7パーセント相当分の参加者の増加を目指す。 | 341×1.027の6乗=400 |
| | 消費生活に関する講座の参加者数(人/年) | 306 | ↗ | 359 | 自らを消費者被害から守り、消費者市民として活躍する人材を育成するための消費生活に関する講座の年間延べ参加者数。 出所:事務報告書 | 啓発において、年々複雑化、巧妙化するいろいろな消費問題の知識を継続的に得てもらうことは重要であり、講座の参加者数は、その取り組みの結果を表す数値であるため。 | 消費生活に関する講座の年間延べ参加者数。 | 継続的に講座を開催するなどにより、自らを消費者被害から守り、市民の多くが消費者市民として活躍している。 | 消費者被害に遭遇しやすい70歳以上の高齢者の人口増加率相当分の参加者を増やすことが必要であるため、当該人口増加率(総務省統計局資料)の年2.7パーセント相当分の参加者の増加を目指す。 | 306×1.027の6乗=359 |

8-2 犯罪が起きにくいまちになっている

| 後期5年の重点施策の名称 | 指標(単位) | 現状値 | 指標の方向性 | 目指す値 | 指標の定義・出所 | 指標とする理由 | 指標の算出式 | 行政が理想として目指す姿、取り組むべき範囲 | 5年後に目指す値の水準 | 目指す値の算出式 |
|--|-------------------------|-----|--------|------|---|--|--|--|---|--|
| | | H26 | | H32 | | | | | | |
| 8-2-1 見守り活動や情報提供の充実により、犯罪が起きにくい環境を整えます。 | 街頭犯罪・侵入犯罪の認知件数 (件/年) | 411 | ↓ | 200 | 路上強盗等の街頭犯罪と空き巣等の侵入犯罪で芦屋警察署が認知した件数。 出所: 芦屋警察署資料 | 各種防犯活動の連携強化と啓発を図ることにより、街頭犯罪・侵入犯罪の認知件数が減少すると考えられるため。 | 街頭犯罪(路上強盗, 強制わいせつ, ひったくり, 車上狙い等の街頭での窃盗, 器物損壊等)と侵入犯罪(空き巣, 事務所・出店荒し, 金庫破り, 忍び込み)の認知件数。 (現状)411件 | まちづくり防犯グループ等の活性化を図り, 見守り・見回り活動が充実するように支援することにより, 犯罪件数を極力減らす。 | 街頭犯罪・侵入犯罪の認知件数の減少を目指し, 過去5年間で半減させてこれたため, これを継続させる。 | 平成21年度870件① 平成26年度411件② ②/①=47.24% 411件×47.24%≒200件 |
| | 公益灯のLED化率(%) | 7.7 | ↑ | 41.8 | 市道に設置された公益灯数のうちLED化された公益灯の割合。 出所: 道路課内部資料 | 公益灯をLED化することにより照度の向上や球切れによる消灯を防ぐこと等が可能であり, LED化率は, 市内全体の進捗を表せる数値であるため。 | LED化された公益灯数/設置済み公益灯数。 数値は各年度末 平成26年度 LED化された公益灯数590 設置済み公益灯数7,702 590/7702=7.7% | 公益灯のLED化を市内全体に推進する | 公益灯の増設時や100w及び200w水銀灯をLEDに改修, また, 蛍光灯の球切れ時にLEDに改修することにより, LED化された公益灯数を設置済み公益灯実施計画通り(増設300, 改修2453)に増やす。 | LED化された公益灯数 現状590+増設300+LEDに改修2453=計3343 設置済み公益灯 現状7702+増設300=8002 3343/8002≒41.8% |

9-1 家庭や地域、行政の防災力が向上している

| 後期5年の重点施策の名称 | 指標(単位) | 現状値 | 指標の方向性 | 目指す値 | 指標の定義・出所 | 指標とする理由 | 指標の算出式 | 行政が理想として目指す姿、取り組むべき範囲 | 5年後に目指す値の水準 | 目指す値の算出式 |
|--|------------------------------------|-------|--------|-------|--|---|--|---|--|---|
| | | H26 | | H32 | | | | | | |
| 9-1-1 災害時に地域の人たちが主体となって防災活動が行える基盤作りを進めます。 | 自主防災会等による訓練参加者 (人/年) | 1116 | ↗ | 3,000 | 自主防災会等が主催した防災訓練での年間延べ参加者数を算出。 出所:防災安全課内部資料 | 自主防災会等の活動は、地域住民主体の防災活動の核となるものであり、その活動への参加者の増加は、地域活動の活性化と比例すると考えられるため。 | 年間の自主防災会等が主催した防災訓練の延べ参加者数。(現状) 平成24年度 2718人 平成25年度 1404人 平成26年度 1116人 | 自主防災組織等地域活動の活性化を図り、その結果として多くの住民が訓練に参加することを目指す。 | 平成24年度から26年度の訓練参加者数を考慮し、一番参加者数が多かった平成24年度の訓練参加者数より増加させ3000人の参加を目指す。 | |
| | 土砂災害警戒区域及び津波浸水想定区域での地区防災計画の策定割合(%) | 0 | ↗ | 100 | 土砂災害警戒区域及び津波浸水想定区域での地区防災計画の策定割合。 出所:芦屋市地域防災計画 | 土砂災害警戒区域及び津波浸水想定区域では、早急に防災活動が行える基盤作りが必要であり、その地区における策定件数が市内でも優先する課題であるため。 | 地区防災計画の策定済の地区数)÷土砂災害警戒区域及び津波浸水想定区域内にある地区数 | 市内すべての地区において地区防災計画を策定することを目指す。 | 津波災害及び土砂災害の危険がある地区をまず優先し、それらの地区のすべてにおいて地区防災計画が策定されていることを目指し、土砂災害警戒区域内に地区が9地区、津波浸水想定区域内にある地区が11地区であり、計20地区のすべての地区で地区防災計画を策定する。 | $20 \div 20 = 100\%$ |
| | *個別避難支援計画策定数(件) | 1,380 | ↗ | 3,300 | *緊急・災害時要援護者登録申請申請者数のうち*個別避難支援計画が策定された件数。 (*緊急・災害時要援護者登録申請書について 高齢者の場合:各地区民生委員が支援が必要な方の自宅を訪問し状況の把握により申請の勧奨を行っている。障がいのある人の場合:障害福祉課から障がい者手帳所持者のかた等に申請書を発送し登録申請の手続きを行っている。) | 重点取組である*個別避難支援計画の策定の結果を表す数値であるため。 | 年度末における*個別避難支援計画の策定件数の累計。 | *個別避難支援計画を活用し、災害時に支援が必要な高齢者・障がいのある人等が地域に見守られながら避難できる状況を目指す。 | 地域福祉計画・障害者(児)福祉計画・すこやか長寿プラン21を根拠としているが数値目標の設定はしていないため、 ①現状の*緊急・災害時要援護者台帳の申請者のうち ②「避難支援に他者の援助がいる」方の「*個別避難支援計画」の「地域支援者(=本人の避難支援をおこなうかた)」の記載が完了している*個別避難支援計画の策定数が ③平成32年の高齢者の登録者の推計値 ④平成32年の障がいのある人の登録者の推計値 ⑤ ③の7割 ⑥ ④の8割 ⑦ ⑤と⑥の合計数として算出 | ①高齢者:2,444件 障がいのある人:408件 ②高齢者:1,082件 障がいのある人:298件 ③ 4,329件 ④ 479件 ⑤ $4,329 \times 70\% \approx 3,000$ ⑥ $479 \times 80\% \approx 380$ ⑦ ⑤+⑥ $\approx 3,300$ |
| | 避難訓練に参加した要援護者数(人/年) | — | ↗ | 660 | 自主防災会等が主催した防災訓練に参加した災害時要援護者数。 出所:防災安全課内部資料 | 要援護者個別避難計画に基づく地域住民主体となった訓練実施等の行政支援の効果として、実際に、要援護者を含めた地域主体の訓練がどの程度行われているかに表れると考えられるため。 | 自主防災会等が主催した防災訓練に参加した災害時要援護者数。 | すべての災害時要援護者に訓練に参加してもらいように自主防災組織を支援する。 | 5年後は緊急・災害時要援護者登録申請申請者数のうち個別避難支援計画を策定した災害時要援護者数を3300人と設定しているので、5年に1度は避難訓練に参加をしてもらうことを目指す。 | $3300 / 5年 = 660人/年$ |

| | | | | | | | | | | |
|--|----------------------------|-------|---|-------|--|---|---|---|--|--|
| 9-1-2 火災や交通事故などの日常的な災害に迅速に対応できる体制を充実させます。 | 119番通報受信から出場までの時間(平均時間) | 2分32秒 | ↘ | 2分29秒 | 119番通報受信時間～緊急車両出動時間。通信指令装置において、すべての受信に対して把握している。 | 出動までの時間の短縮は、受信体制のさらなる充実に取り組むことの効果として目指すべきものであるため。 | 119番通報受信時間～緊急車両出動時間の年平均。(平成26年度2分32秒) | 聞き取り項目など、最低限要する時間はあるものの、出動まで、また、現場まで1秒でも早く到着し、活動できること。 | 統合型発信地表示システム導入後、この4年間の推移の中で、10秒の短縮をしてきたが、今後の5年間で、さらに3秒の短縮を目指す。 | 2分32秒～3秒 |
| | 緊急性のない119番受信件数(件/年) | 3,079 | ↘ | 2,500 | 119番受信のうち、いたずら・間違い・問い合わせ等、緊急性のないものの件数。通信指令装置において、すべての受信に対して把握している。 | 市民が119番通報を正しく理解してもらうことが、緊急性のない119番をしないことにつながるものであると考えられるため。 | 119番受信件数から出動指令件数を差し引いた数。 | 真に救急、消防が必要な人に1秒でも早く対応できる状況。 | 119番は緊急通報であることを正しく理解していただき、この5年間の推移の中では、緊急性のない通報が約200件増加している状況の中、今後、年あたり100件程度の減少を目指す。 | 3079件-100件×5年=2500 |
| | はしご車架梯・接近状況可否(接着可能棟の割合)(%) | 55.0 | ↗ | 57.0 | 市内5階以上建築物(平成26、本市が現在保有するはしご車で接着できる(接着できないケースとは、架線や樹木で、はしご車に乗り移っての人命救助ができない状況)棟数の割合。現場確認により棟数を把握している。 | 取組の目的である、「はしご車が接着できる対象物を増やす」の結果を直接表す数値であるため。 | 接着可能棟数(毎年4月1日時点)÷5階建以上の建物総棟数(毎年4月1日時点)。平成26年度 318棟÷576棟=0.55 | 障害物を避けて建物に接近可能な先端屈折式はしご車の更新導入も検討し、接着可能棟数を増加させるとともに、接着不可能な建物については、代替措置で設置している活動ハッチを使用して消防活動を実施する。居住者に対しては、適切な避難方法についての指導を行い、災害時の死傷者の発生をひとりでも少なくする。 | すべての住宅を対象とすることは、車両性能、道路幅員等の問題もあり不可能であるが、可能な限り増加させる。新築対象物については、建築時の業者への指導や、車両更新等により、対象となる棟数増を目指す。 | 過去の実績から5年で増加するであろう5階以上中高層建築物を20棟と想定し、それらについては事前の指導などを通じて接着可能なものとして想定。また、車両更新により、新たに接着可能となる棟数を3棟と想定 (318+20÷3)÷(576+20)≒0.57 |
| | 消防団員数(人) | 98 | ↗ | 110 | 毎年、4月1日の消防団員数出所:事務報告書 | 入団促進は、消防団の強化・現場活動の向上のため、団員数の増加を目指すものであり、その結果を表す数値であるため。 | 毎年、4月1日の消防団員数 | 条例定数については、当初は123名でしたが、平成3年、8年と条例定員数を改正し、現在の134名に至りました。今後は減少傾向に歯止めをかけ、将来的には定数を満たすこと。 | 全国的に消防団員減少傾向への歯止めが掛からない状況下で、声屋市においても同様。入団促進を図っているが、退団者も多く、当面は、現状の10%の増員を目指す。 | 98人+2人×6年=110人 |

| | | | | | | | | | | |
|---|---------------------------|------|---|------|--|--|--|---|--|---|
| 9-1-3 想定される様々な大規模災害に対応出来る防災・減災体制を充実させます。 | 民間事業者との*災害時における応援協定締結数(件) | 20 | ↗ | 38 | 民間事業者との*災害時における応援協定締結数。 出所: 芦屋市地域防災計画の資料編 | 民間事業者との*災害時応援協定締結数を増やすことにより、専門的なノウハウ、物資・資機材の提供等の支援が円滑に行うことができ、大規模災害に対応できる体制を充実できると考えられるため。 | 年度末時点の、民間事業者との*災害時における応援協定締結数。 (現状) 20協定 | 応援協定の内容を精査し、防災体制を充実させることができるすべての団体と応援協定を締結する。 | 指定管理者17者のうち、避難者や被災者対応の観点から13者と協定を締結し、それ以外の民間団体とは、これまでの成果が、平均年1団体であり、それを維持する。 | 指定管理者13団体 民間団体 1団体/年 ×5年=5団体増 20+13+5=38団体 |
| | 防災リーダー養成講座受講者数(人/年) | 4 | → | 4 | 防災リーダー養成講座年間受講者数 出所: 防災安全課内部資料 | 災害発災時に被災者支援を円滑に行うために防災リーダーが不可欠で、防災リーダーになるためには養成講座の受講が必要であり、養成講座年間受講者数は取り組みの充実度を示す数値であるから。 | 防災リーダー養成講座年間受講者数 (現状) 平成24年度 0人 平成25年度 3人 平成26年度 4人 | 多くの防災リーダーを養成することで、災害発災時の被災者支援が円滑に行えるようになる。 | 受講者の時間的負担も大きいので、人数を増員することは難しいため、平成26年度の受講者数4人を維持する。 | 防災リーダー養成講座年間受講者数 |
| | マンホールトイレ及び井戸を設置した学校の割合(%) | 0.0 | ↗ | 54.5 | 市立小中学校のうち、マンホールトイレ及び手動の井戸を設置した市立小中学校数の割合。 出所: 防災安全課内部資料 | マンホールトイレ及び手動の井戸は、応急的に使える排水設備と断水時における生活用水対策設備の具体的設備であり、その設置数は取組の結果を示すものであるため。 | マンホールトイレ及び井戸を設置した学校数/市立小中学校数 | すべての小中学校に設置する。 | 公共建築物の保全計画により平成32年度までに改修計画がある小中学校の全校での設置。 H28-29浜風小、岩園小 H29-30山手中 H31-32精道中 H31朝日ヶ丘小、山手小の計6校に設置。 | 市立小中学校数11校 6/11=54.5% |
| | *災害時協力井戸の登録件数(件) | 0 | ↗ | 6 | 災害時に協力井戸として登録してもらっている件数。 出所: 芦屋市地域防災計画の資料編 | 市からの協力要請に応じて、登録してもらっている件数を示す数値であるため。 | 災害時に協力井戸として登録してもらっている件数。 | 極力、協力してもらえる井戸数を増やすことで、災害時の生活用水を確保する。 | いずれの自治体も井戸自体の総数を把握できないため、割合は算出できない。ただし、かなり低い割合であろうことは予想されるので、把握できている民間井戸29件の20%は登録してもらうことを目指す。 | 29件×20%≒6件 |
| | 防災士資格を取得した職員割合(%) | 10.0 | ↗ | 25.0 | 一般事務職及び技術職のうち防災士資格を取得している職員の割合。 出所: 防災安全課内部資料 | 防災士資格を取得した職員数を増やすことにより、より多くの職員が災害対応の知見・経験・教訓を共有することができ、市役所の防災体制が充実するため。 | 年度当初における防災士資格を取得している職員数/一般事務所及び技術職数(人数には再任用職員含む) 平成26年度 防災士資格を取得している職員数59人一般事務所及び技術職数 321+295=616人 59/616≒10% | 多くの職員に防災士資格を取得させることにより、市役所の防災体制を充実させる。 | 防災士資格の取得にあたっては、日常業務との関係から職員の負担も多いことを考慮すると、早急に多くの職員に取得させることは難しいので、5年後は資格を取得している職員割合を25%を目指す。 | 防災士資格を取得した職員割合(%)25% |

9-2 災害に強い安全なまちづくりが進んでいる

| 後期5年の重点施策の名称 | 指標(単位) | 現状値 | 指標の方向性 | 目指す値 | 指標の定義・出所 | 指標とする理由 | 指標の算出式 | 行政が理想として目指す姿、取り組むべき範囲 | 5年後に目指す値の水準 | 目指す値の算出式 |
|---|------------------------------|------|--------|------|---|---|--|--|--|---|
| | | H26 | | H32 | | | | | | |
| 9-2-1 民間建築物の防災・減災機能の向上を促進します。 | 住宅の耐震化率(%) | 93.3 | ↗ | 96.6 | 市内住宅総数に占める耐震性がある住宅数の割合(%)。 出所: 芦屋市耐震改修促進計画 | 耐震化促進を周知することで、市民の意識や理解が高まり、改修実施につながると考えられるため。 | 耐震性がある住宅数(戸)÷住宅総数(戸) 平成25年度 (41034-2758)戸÷41034戸 ≒93.3% | 住宅の耐震化が進み、安全で安心な暮らしができるとともに、災害に強いまちになっている。 | 平成37年度までの目標耐震化率を98%としており、過去の改修実績の傾向に基づき改修が進むものとする。 | 平成32年度 (41492-1405)戸÷ 41492戸≒96.6% |
| 9-2-2 公共建築物の防災・減災機能の向上を図り、災害に強いまちづくりを進めます。 | 公共建築物の耐震化率(%) | 90.0 | ↗ | 100 | 市全体公共建築物のうち耐震化が完了した建築物の割合。 出所: 課内管理台帳 | 公共建築物の耐震改修の結果を直接表す数値であるため。 | 耐震性のある市有建築物数÷市有建築物 平成26年度 216÷240=90% | 公共建築物について、安全で安心して利用できるよう、耐震性を確保する。 | 平成32年度までに「芦屋市耐震改修促進計画」に基づき、全ての市有建築物の耐震化を実施する。 | 耐震化完了のため 100% |
| 9-2-3 ライフライン等の防災・減災機能の向上を図り、災害に強いまちづくりを進めます。 | 下水道管耐震化率(%) (耐震化延長/管路総延長) | 21.8 | ↗ | 23.2 | 下水道管総延長に占める、更新した汚水管延長の割合。 (耐震化延長は老朽管の更新と合わせて行う芦屋市公共下水道長寿命化計画(平成24年度策定)による更新延長をもとに算出する。) 管路施設の耐震化率はH22年度末全国で14%(国土交通省) | 下水道施設の耐震化状況を表す数値であるため。 | 更新した汚水管延長/管路総延長×100(%) (耐震化延長は老朽管の更新と合わせて行う芦屋市公共下水道長寿命化計画(平成24年度策定)による更新延長をもとに算出する。) H26 更新した汚水管延長55.4km ÷管路総延長254.2km= 21.8% | 水循環基本法から良好な水処理と環境保全を維持するため一定の老朽管の更新を図る。 | 受益者負担の中で運営している現状の財政面から、国土交通省の長寿命化計画(H25～H29)に基づき毎年0.6kmの更新により耐震化率の向上を図る。 | (更新した汚水管延長 55.4km+0.6km×6年) ÷管路総延長254.2km =23.2% |
| | 水道管耐震化率(%) (耐震化延長/管路総延長) | 37.2 | ↗ | 45.7 | 管路総延長に占める耐震管路延長で、日本水道協会ガイドライン業務指標(PI)によるもの。(全国平均H25 9.5%) | 芦屋市水道ビジョンにおける施設整備計画の管路耐震化の状況は、日本水道協会の業務指標により進行管理しているため。 | 耐震管路延長/管路総延長×100(%) 平成26年度 92,500m÷248,000m=37.2% | 健全な経営を維持するため耐震化を図り、良好な維持管理に努める。 | 年間約3.5kmの耐震管による更新により耐震化率の向上を図る。 | (耐震化延長(H26年度値+3.5km/年×6年)÷ 管路総延長 平成32年度 (92,500+3,500×6)÷ 248,000=45.7(%) |

14-1 市民参画による開かれた市政を運営している

| 後期5年の重点施策の名称 | 指標(単位) | 現状値 | 指標の方向性 | 目指す値 | 指標の定義・出所 | 指標とする理由 | 指標の算出式 | 行政が理想として目指す姿、取り組むべき範囲 | 5年後に目指す値の水準 | 目指す値の算出式 |
|--|---|---------------|--------|------|--|--|--|--|---|------------------------------|
| | | H26 | | H32 | | | | | | |
| 14-1-1 市政に関する情報を適切な方法で整理し、公開性を高めます。 | 市民アンケートで「市政に関するさまざまな情報が市民に対しわかりやすく、十分に提供されている」に肯定的回答をした市民の割合(%) | 51.5 (H25) | ↗ | 61.8 | 芦屋市市民参画協働推進計画策定に伴い5年ごとに実施する「参画と協働についての意識・行動調査」における市民・職員アンケート(平成26年1月実施)において、「市政に関するさまざまな情報が、市民に対してわかりやすくまた十分に提供されている」について、「おおむねできている」でできているが、「不十分」と回答した市民の割合の合計。 | 情報の根拠となる行政資料が、歴史的な文書を含め適正に分類、整理、保存されており、その整理された情報が速やかに適切な方法で公表・提供されている。市政に関する情報がわかりやすく、十分に提供されている」という問いに対し肯定的な回答をする市民の割合が増加すると考えられるため。 | 「参画と協働についての意識・行動調査」における市民・職員アンケート(平成26年1月実施)において、「市政に関する様々な情報が、市民に対してわかりやすくまた十分に提供されている」と回答した市民の割合15.1%と「できていないが、不十分」と回答した市民の割合36.4%の合計。 | 市の重要な計画、各課が実施する政策、事業等に関するさまざまな情報が分りやすく、あらゆる方法で公表・提供されており、市民一人ひとりが自分に合った方法で迅速かつ容易に入手できる状態を目指し、「さまざまな情報がわかりやすく、十分に提供されている」と感じる市民の割合を増やす。 | 25年度のアンケートにおいて、低い評価を下している20歳代、30歳代の評価の上昇を意識しながら、全体として2割増を目指す。 | $51.5 \times 2 = 103$ |
| 14-1-2 市民参画の機会と協働推進のための仕組みを充実し、拡大に努めます。 | *パブリックコメントを知っている市民の割合(%) | 18.3 | ↗ | 25.0 | 芦屋市市民参画協働推進計画策定に当たって5年ごとに実施する参画と協働についての意識・行動調査において、「*パブリックコメント制度についておたずねします。」(本設問は市民向け)という問いに対して、「制度は知っており、意見を出した」、「知っているが意見を提出したことはない」と回答した割合の合計。 | 重点取組としている、市民参画の仕組みについて、周知を充実することで、市民参画の主要な仕組みである*パブリックコメントの市民の認知度が上がると考えられるため。 | 平成26年1月に実施した「参画と協働についての意識・行動調査」において、「*パブリックコメント制度についておたずねします。」(本設問は市民向け)という問いに対して、「制度は知っており、意見を出した」、「知っているが意見を提出したことはない」と回答した割合の合計18.3%。 | 参画の手続きについては、全ての市民が認知している状態が望ましいと考えられる。 | 第2次芦屋市市民参画協働推進計画において、同項目の成果目標(指標)が25%である。現在は認知度が低い状況であるため、まずは25%を目指す。 | |
| | 市民アンケートで「市民参画による開かれた市政運営をしている」に「わからない」と回答した市民の割合(%) | 47.9 | ↘ | 40.0 | 総合計画策定に当たって、5年ごとに実施している(今後は周期を縮める予定)市民意識調査において、第4次芦屋市総合計画の各施策目標のうち、「市民参画による開かれた市政を運営している」に対する現状の問いに対し、「わからない」と回答した割合。 | 市民参画の仕組みについて周知を充実により、市民参画への理解や意識が高まることで、市民参画市民参画による開かれた市政運営かどうかの判断ができる状態になると考えられるため。 | 総合計画策定に当たって、5年ごとに実施している(今後は周期を縮める予定)市民意識調査において、第4次芦屋市総合計画の各施策目標のうち、「市民参画による開かれた市政を運営している」に対する現状の問いに対し、「わからない」と回答した割合47.9%。 | 市民参画の仕組みについて、周知を充実し、市政への関心を高めることで、市民参画による開かれた市政運営ができる状態にすることが望ましいと考えられるため「わからない」と回答する割合を減少させる。 | 意識・行動調査の「わからない」と回答した現行の割合を15%減少させる。 | $47.9 \times 0.85 = 40.7$ |
| | 職員アンケートで協働したことの成果があると回答した職員の割合(%) | 79.8 | ↗ | 88.8 | 芦屋市市民参画協働推進計画策定に当たって5年ごとに実施する参画と協働についての意識・行動調査において、「協働した成果はありましたか」(本設問は職員向け)という問いに対して、「成果があった」と回答した割合。 | 職員育成により、業務の中で市民と協働して取り組むことの意識が高まり、実施につながる。市民と協働して取り組むことに対して成果があったと回答する職員の割合が増加すると考えられるため。 | 芦屋市市民参画協働推進計画策定に当たって5年ごとに実施する参画と協働についての意識・行動調査において、「協働した成果はありましたか」(本設問は職員向け)という問いに対して、「成果があった」と回答した割合79.8%。 | 職員に協働意識が醸成されると、協働によって成果を求めようとする行動が、協働に対して適切に評価ができるため、「わからない」という回答の割合を減少させる。 | 意識・行動調査で「わからない」と回答した現行の割合17.9%の半数(約9%)が「成果があった」と回答することを目標とする。 | $79.8 + 17.9 \div 2 = 88.85$ |
| 14-1-3 各施策について、市民目線での評価・改善に取り組めます。 | 市民アンケートで各施策目標に対する問いに「わからない」と回答した割合の平均(%) | 28.8 | ↘ | 23.0 | 総合計画策定に当たって、5年ごとに実施している(今後は周期を縮める予定)市民意識調査において、第4次芦屋市総合計画の各施策目標に対する現状の問いに対し、「わからない」と回答した割合の平均。 | 市が取り組んでいる状況が不明であることが、市政に関する情報が十分伝わっていないことにその原因があると考えられるため。 | 平成27年3月に実施した、第4次芦屋市総合計画後期基本計画策定に当たって実施した市民意識調査において、第4次芦屋市総合計画の各施策目標に対する現状の問いに対し、「わからない」と回答した割合の平均。 | 市の取組についての情報が必要なときに、わかりやすく提供され、市民がそれを理解でき、行政が取り組む施策等に対して、「わからない」状況をなくす。 | 過去の同様のアンケート結果も勘案し、現行の割合の2割減を目指す。 | $28.8 \times 0.8 = 23.04$ |

14-2 変化に対応できる柔軟な組織運営をしている

| 後期5年の重点施策の名称 | 指標(単位) | 現状値 | 指標の方向性 | 目指す値 | 指標の定義・出所 | 指標とする理由 | 指標の算出式 | 行政が理想として目指す姿、取り組むべき範囲 | 5年後に目指す値の水準 | 目指す値の算出式 |
|---|-------------------------------|-------|--------|-------|---|--|--|--|---|-------------|
| | | H26 | | H32 | | | | | | |
| 14-2-1 自ら考え行動する職員を育成し、行政サービスの質の向上を目指します。 | 人事評価対象者割合(%) | 34.1 | ↗ | 100 | 特別職を除く本市職員のうち、人事評価制度の実施に当たり年度当初に行なう目標設定面談の対象者の割合。 | 評価者、被評価者の増加が人事評価制度の定着につながっていると考えられるため。 | 被評価者数/職員数(特別職を除く本市職員) | 全職員が毎年度部門方針に基づき目標を設定し、目標面談を行い業務に取り組むことで職員自身の成長とともに質の高い行政サービスの提供を目指す。 | H27から一般職員以上に本格導入し、H28以降、全職員を評価対象とすることを目指すべき値として設定。 | 職員数=被評価者数 |
| | 研修会や職場研修の参加人数(人/年) | 3,410 | ↗ | 4,000 | 人材育成基本方針に基づき策定する3年間の人材育成実施計画により、毎年度作成する職員研修計画の各研修プログラムへの参加人数。 | 研修会の参加や職場研修の実施の結果が、人材育成に取り組んでいる職員の数値が増加しているものと考えられるため。 | 人事課主催研修と各職場で実施する研修の参加者合計。 | 全職員が人材育成基本方針に謳っている「自ら考え行動する職員」を目指し自己研鑽している。 | 職員一人当たり、年3、4回から年4回の研修参加を目指すべき値として設定。 | 職員数(見込み)×4回 |
| | 苦情で提起された内容を行政サービスに反映した件数(件/年) | 3 | ↗ | 6 | お困りです課に寄せられた苦情を関係課に連絡調整し、関係課から業務改善の報告があった件数。 出所:課内資料による。 | 市民の声をサービス向上に生かした実例の数を表す数値であるため。 | 関係課からお困りです課へ具体的に業務改善を報告したもので、特定の事案(市民1人に関する)改善は含めない。 | 市民からの内容と担当課の改善策を市全体で情報共有し、同様の苦情を繰り返し起こさないことでサービス向上を図るように職員一丸となって取り組み、苦情発生を極力減少させる。 | 5年を通して業務改善していき、サービス向上を図るため、苦情は減少させる努力をすすめるが、市民ニーズの多様化や市民意識の高まりなどを受け、5年間においては、微増を見込み年間改善件数は倍の6件を目指すべき値として設定している。 | |

| | | | | | | | | | | |
|---------------------------------------|----------------------------|------|---|-----|--|--|--|--|---|--------------|
| 14-2-2 職員一人一人及び市役所全体の危機管理能力を向上します。 | 危機対応に関する職員への意識調査における理解度(%) | - | ↗ | 100 | 危機関係書類の理解度や、法令遵守・コンプライアンス、事務処理ミスなどの項目及びその対応について設問形式による職員への意識調査における理解度。(平成27年度から実施) | 危機管理能力を向上の取組により、危機対応に関する職員の意識が高まると考えられるため。 | 危機関係書類の理解度や、法令遵守・コンプライアンス、事務処理ミスなどの項目及びその対応について設問形式による職員への調査における各設問に対する理解度。 | 全ての職員が危機発生時に自らの枠割を認識し、行動できる職員像を目指す。 | 調査結果を分析し、組織としての弱みを研修等の重点項目としながら、職員が理解し、組織全体の危機対応力の向上を目指す。 | |
| | 法令遵守研修の参加人数(人/年) | 143 | ↗ | 200 | 毎年度作成する職員研修計画の研修プログラムのうち、法令遵守に関する研修への参加人数。 | 法令遵守に関する研修の取組が各職場で実践されることにより、法令遵守意識の把握に繋がるため。 | 人事課主催研修のうち法令遵守研修の参加人数。 | 法令遵守に関する研修の取組が各職場においても実践され、法令遵守意識を持つ職員が増加している状況を目指す。 | 各職場から2人以上の参加を目標としているため。 | 課設置数(見込み)×2人 |
| | 情報セキュリティ自己点検における達成率(%) | 87.0 | ↗ | 100 | 毎年、庁内で、職員等の情報セキュリティに関する意識の向上や知識の習得等を確認する目的で「情報セキュリティ自己点検」を実施しており、その自己点検(一般職員用)において、設問のうち「実施した」と回答した割合。 | 情報セキュリティの職員意識を向上させる取り組みの結果、職員の日々の意識の高まりと取組結果が表れる数値であるため。 | 「実施した」回答数※1 ÷全回答数※2 ※1「一部実施した」と回答したものは0.5を乗じる ※2「該当事象なし」と回答したものは除く 【平成26年度算定例】 実施人数 736人 設問数 36問 回答合計(該当事象なしを除く) 13,057問・・・A 「実施した」の回答数 10,847問・・・B 「一部実施した」の回答数 1,024問・・・C (B+C×0.5)÷A=87% | 情報セキュリティに関する事故等が発生せず、市民の情報を守られている。 | 情報セキュリティに関する職員の理解を深めることが重要であり、達成率100%を目指す。 | |

15-1 様々な資源を有効に活用している

| 後期5年の重点施策の名称 | 指標(単位) | 現状値 | 指標の方向性 | 目指す値 | 指標の定義・出所 | 指標とする理由 | 指標の算出式 | 行政が理想として目指す姿、取り組むべき範囲 | 5年後に目指す値の水準 | 目指す値の算出式 |
|---|-------------------------------------|------|--------|------|--|--|--|--|--|----------------|
| | | H26 | | H32 | | | | | | |
| 15-1-1 芦屋の個性を生かし、住み続けたいまち・住んでみたいまち・芦屋を目指します。 | 市民アンケートにおいて、「市内に住み続けたい」と回答した人の割合(%) | 84.6 | ↗ | 90.0 | 総合計画策定にあたり、5年ごとに実施している市民意識調査の「定住意向」について、「今の場所に住み続けたい」「市内の他の場所で住み続けたい」と回答した割合。 出所：芦屋のまちづくりについての市民アンケート調査結果報告書(平成27年3月) | 重点施策である「住み続けたいまち・住んでみたいまち・芦屋」を市民からの調査により集計した数値であるため。 | 平成27年3月に実施した、第4次芦屋市総合計画後期基本計画策定に当たって実施した市民意識調査において、定住意向の問いに対し、「住み続けたい」または「市内への移転」と回答した割合。 | 芦屋市の個性を生かし、芦屋に住みたいまちと感じ、住んだ後も住み続けたいと感じてもらえるまちづくり。 | 平成20年度に実施した調査による結果が88.7%であったが、減少傾向にある中、高水準であった88.7%以上の90%目標として掲げる。 | |
| 15-1-2 官民を問わず、様々な資源を活用し、サービス向上に努めます。 | 指定管理運営施設の利用満足度(%) | — | ↗ | 80.0 | 指定管理者により運営している施設で実施する利用者に対するアンケートにおいて、その施設の管理運営に対して満足していると回答された割合。 | 指定管理者による管理運営は、サービス向上を目的とした民間活力の導入の代表的なものであるため。 | 対象施設の利用者アンケートにおいて「満足」として回答した割合の平均値。 27年度から実施。 | 民間の力を活用して、より市民サービスが向上でき、より効率的な施設運営ができており、利用者誰もが満足できる状況。満足度が100%に近づくこと。 | 他市の公共施設の同種の調査結果等(7から8割程度)を参考に8割の肯定的意見を指す。 | |
| 15-1-3 市が保有する資産を把握し、適正化と有効活用を図ります。 | 活用可能な市有地の活用率(%) | 87.7 | ↗ | 100 | 活用可能な市有地(市の保有する土地で、行政目的で使用していない土地のうち、形状等により活用不可能な土地を除いたもの)に対し、実際に活用した市有地の割合。 | 未利用地を活用している程度を表せる数値であるため。 | 市有地活用面積÷活用可能な市有地面積(市有地のうち行政目的で使用していない土地-形状等により活用不可能な土地) 各面積は年度末におけるもの 平成26年度 18,155.33÷(20,810.14-114.73)=87.7% | 市が保有する資産を活用し、貸付収入を得るなど、財政にも寄与している。 | 未利用地すべてを有効に活用している。 | 活用面積÷保有面積×100% |

15-2 歳入・歳出の構造を改善している

| 後期5年の重点施策の名称 | 指標(単位) | 現状値 | 指標の方向性 | 目指す値 | 指標の定義・出所 | 指標とする理由 | 指標の算出式 | 行政が理想として目指す姿、取り組むべき範囲 | 5年後に目指す値の水準 | 目指す値の算出式 |
|---|---|-------|--------|-------|--|--|---|---|--|--------------------|
| | | H26 | | H32 | | | | | | |
| 15-2-1 各施策、事務事業の効果を点検し、事業目的に対して、より効率的かつ効果的な行政運営を目指します。 | 市民アンケートによる市政に対する評価で、「とてもうまくいっている」「まあまあうまくいっている」の回答割合(%) | 68.4 | ↗ | 71.8 | 総合計画策定に当たって、5年ごとに実施している(今後は周期を縮める予定)市民意識調査において、市政全体の現状についての問いに対し、肯定的な回答をした割合 出所: 芦屋のまちづくりについての市民アンケート調査結果報告書(平成27年3月) | 各事務事業の改善は、市民サービスの向上を目指すものであり、市政全体に対する市民の満足度の向上は、その効果として表れるものと考えられるため。 | 平成27年3月に実施した、第4次芦屋市総合計画後期基本計画策定に当たって実施した市民意識調査において、市政全体の現状についての問いに対し、肯定的な回答をした割合 | 各事務事業の工夫、改善により市民サービスがより向上し、それを受ける市民がそれを感じ、満足度がより高まること。 | 市民全体の満足度が、平成27年3月実施調査結果における年代別の高い水準である70%以上となるよう、現状の5%以上の増加を目指す。 | 68.4×1.05 |
| 15-2-2 財政を健全化するため、歳入の確保と歳出の適正化に取り組みます。 | 市税徴収率(現年・滞納繰越分)(%) | 95.4 | ↗ | 96.7 | 市税全体の調定額(納めるべき額)に対する収納額の割合 出所: 事務報告書 | 徴収率は、市税収納の結果を直接示す数値であるため。 | 当該年度収納額/当該年度市税調定額+滞納額 | 滞納者数・滞納額を限りなく小さくし、税の公平性を確保する。 | 兵庫県下における現年・滞納繰越合計市税徴収率第1位(H25)となる数値である96.7%を目標とする。 | |
| | *経常収支比率(%) | 91.7 | ↘ | 90.0 | 市税など毎年経常的に収入される用途の制限のない財源が、人件費や扶助費、公債費など毎年固定的に支出される経費にどの程度充当されているかを示す比率で、財政の弾力性を示すもの。 出所: 市財務統計 | 財政構造の硬直化を示す指標であり、歳入、歳出の適正化により改善する指標であるため。 | 経常経費充当一般財源/(経常一般財源+減収補てん償+臨時財政対策債) | 臨時的・政策的経費に充当すべき財源を確保すること(100%から*経常収支比率を控除した残余の率を高めること。) | 社会保障関係経費の増大に加え、本計画期間中において、市営住宅集約化事業等の財源として借り入れた市債の償還が始まることなど、現状よりも更なる数値の悪化も想定されるが、その他の経費の削減によって、90.0%を目標とする。 | |
| | 将来負担比率(%) | 119.7 | → | 119.7 | 市税などの収入に対する、市債ほか、後年度債務などの市の将来負担残高を示したもので、市の将来負担を示す指標。 出所: 市財務統計 | 市の将来負担を示す指標であり、財政の適正化は、毎年の歳入、歳出(フロー)だけでなく、将来負担(ストック)からも適正でなければならないものであるため。 | (将来負担額-充当可能貴金額-特定財源見込額-地方債現在高等に係る基準財政需要額算入見込額)/(標準財政規模-元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額) | 市民サービスの維持・向上に資する施策は適切に実施しつつ、将来世代への財政負担を極力小さくすること。 | 長期的にはさらなる改善を目指すのが、本計画期間中においては、市営住宅集約化事業等の大規模事業など多額の財源を市債によって借り入れをすることが予定されていることを踏まえ、現状維持の119.7%を目標とする。 | |